

令和2年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年3月4日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
白石創生推進専門監	木須英喜	保険専門監	小川善秋
下水管理専門監	稲富道広	主任指導主事	宮崎泰仁
農業委員会事務局長補佐	香月康彦		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 令和元年度白石町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議案第10号 令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第11号 令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第12号 令和元年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第13号 令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第14号 令和2年度白石町一般会計予算
- 日程第8 議案第15号 令和2年度白石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第16号 令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第17号 令和2年度白石町下水道事業会計予算

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の兩名を指名します。
議事進行について申し上げます。
本日は、予算議案を審議します。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第9号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。
質疑に入ります。
質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示してください。
まず初めに、歳入関係の1ページから20ページまでについて質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑がなければ、次に移ります。

歳出関係で21ページから32ページまで質疑ありませんか。

○西山清則議員

補正予算の説明書の2ページ、認定こども園事業費ですけれども、この保育園と幼稚園の補助率はどうか伺いたいと思いますけれども。別々なのか、一緒なのかですね。

○坂本博樹保健福祉課長

補助率というお話でございます。

この保育所等の施設整備につきましては、まず各園の利用定員に基づきまして、例えば利用定員が50人から70人の場合は補助基準額というのが決まっております。そういったところで、この有明幼稚園につきましては、まず保育所等の部分についての定員、それに基づいて補助基準額が幾らと、それと幼稚園部分についても、この幼稚園部分に関する定員に基づきまして補助基準額が決まっております。その基準額に基づきまして算出をするということで、補助率というのにつきましては、保育所部分、幼稚園部分のそれぞれの事業費の補助基準額の2分の1が国庫、それと4分の1が町費、そして4分の1が事業主負担というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に移ります。

33ページから最後まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「令和元年度白石町一般会計補正予算(第6号)」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第10号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第11号「令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号「令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者全員〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第12号「令和元年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号「令和元年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第13号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第14号「令和2年度白石町一般会計予算」を議題とします。

質疑に入ります。

質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しく下さい。

まず、予算書1ページから45ページまで質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

予算書の3ページです。

歳入の第6、法人事業税交付金についてお尋ねいたします。

これは、前年度法人所得の税金が上がっていないという、これは法人税については国税、県税、地方税と分かれていますと思いますが、今までなかったのかどうかですね。そして、これを新しく税金についてここに打ち出されたのがありますので。それとこの間、概要書の1ページも見ていただいたらわかりますが、前年度ゼロということを書いてありますので、その辺についてお尋ねします。

○久原浩文税務課長

法人事業税交付金の件だと思います。

これについては、令和元年10月事業年度分から法人の町民税の法人税割の税額が9.7%から6%に引き下げられ、その減収分の補填措置として、県の法人事業税額の一部を県から市町村へ交付される法人事業税交付金が創設をされました。元年度分交

付分と、それから2年度分交付分を合わせて令和2年度中に交付されることとなっており、今回、法人事業税交付金の予算を計上しているところでございます。

以上です。

○片渕 彰議員

そしたら、私が先ほど言ったように、従来交付金のパーセントの変更はあったにしろ、9.7あったということであれば、従来そこに交付金として入ってくるものじゃないでしょうか。それとも、町に真っすぐ入るから、交付金としては入れてないというような考えでいいのかお尋ねします。

○久原浩文税務課長

この予算書を見ていただいて、法人町民税のほうが昨年度より530万円程度予算のほう、今言いましたように、9.7%から6%に引き下げた分、この分が法人町民税のほうで減額になっております。これについては、県税である法人事業税の分と、新たに令和元年から県税で特別法人事業税というのが創設をされております。そういう形で、県から20市町村のほうにその分の補填という形で来るものでございます。これについては、国の税制のほうで地域の均等化といいますか、そういった部分も含めて、県が特別法人事業税の部分で今回補填をするといったことでなされているといったことです。

以上です。

○片渕 彰議員

もう一点いいでしょうか。

同じ3ページの地方譲与税の中の森林税というのが、今回頭出しで上がっております。この分は、今後どんなふうに譲与税ということになっていくのか、その辺がわかったらお願いします。

○久原浩文税務課長

森林環境譲与税の件だと思います。

これについては前年度の当初の予算のほうには載っておりませんが、昨年の6月議会で140万円の補正をお願いしております。これについては、温室効果とかガス排出削減の目標の達成とか、災害防止を図るために、森林の整備や、その整備を担うべき人々の人材の育成とか確保、また広域的機能に関する啓発、普及等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が令和元年度から創設をされております。一応、今後令和5年度までは暫定的に譲与税特別会計における借り入れ、借金のほうで対応して、令和6年度からこの森林環境税というのが課されるということで、それで一部をもって償還していくといったことでなっております。国のほうも森林環境の部分に力を入れるということで、昨年は半年分の予算措置ということで、今回280万円予算を計上するところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○内野さよ子議員

先ほど、すみませんでした。9ページの債務負担行為ですけれども、これについては説明で平成16年度からということでありましたが、昨年の予算書を見ますと、平成32年から34年度ということを書いてありました。今回、期間が令和3年度から令和5年度と書いてあるんですが、元号が変わったのでまた改めて書いてあるのか、毎年これは書いてありますが、令和2年度の分については来年度分からということですかね。去年の分で生きてはいるとは思いますが、年度の書き方がこれでいいのかなと、それはもうわかりませんが、お願いします。

もう一つですが、10ページの地方債の件ですが、考え方を教えてください。

臨時財政対策債というのがありまして、これは臨時的に出るもので地方交付税の少なかった都市とか、そういうようなものに充てられていたのが始まりだったと思います。2000年ごろから始まったかなと思いますけれども、これについては三、四年前までは4億円から5億円、金額がかなりあったんですが、全国的にもこの臨時財政対策債についてはかなりどこの市町村も大きいというふうに聞いてますが、白石町については減額をされています。臨時的に出されるものだから、本来は地方交付税に出されるべきものなのだと思うので白石町では下げているのかなと、そういう気もしますが、この臨時財政対策債の考え方についてお願いします。

○小池武敏企画財政課長

すみません、内野議員の御質問にお答えをいたします。

中小企業者に対する設備資金の利子補給というようなことで、これにつきましては平成16年から交付制度が開始されておりまして、これにつきましては設備資金を借りられた場合に一部利子の補給をするというふうな事業でございます。これは、去年は平成というようなことで平成で表記をさせていただいておりましたけれども、新たに元号が変わったというようなことから、3年間の継続をしますので、令和のほうに元号を変えて表記をさせていただいたというふうなところでございます。

それから、臨時財政対策債につきましては、交付税の制度が、実際交付税につきましても国のほうが財源が不足するというふうなことで、地方のほうでまず一部借金をしてくださいと、それが臨時財政対策債という起債でございます。これにつきましては国のほうで地方の償還を100%見るというふうなことで、一旦地方のほうが借りて、それについて年次的にずっと償還のほうで町のほうに返ってくると、交付税のほうで補填されるというふうな起債でございます。国のほうも、予算が地方財政計画の中でどの程度財源が不足するかというふうなことで、全国的に幾らになるというふうなことが年々で決まります。その決まった不足分を地方のほうに一旦起債でお願いしていると。だから、国のほうが財源の余裕が出てきた場合はある程度圧縮しまして、前よりも幾らか現在のほうが臨時財政対策債につきましては減ってきているというふうな

状況でございます。実際、交付税につきましては100%その年に交付をされるべき性質のものでございますけれども、国のほうでもなかなかお金の工面がついていないということから、今年度の起債は交付税で返ってくるというふうな状況でございます。以上です。

○内野さよ子議員

多分元号が変わっているのですが、令和3年度から9ページのものについてはなっているのかなとは思いましたが、でもそれならば令和2年度はいいのかという考えで、今年度なのと思ったので質問もしたところでした。

それから、臨時財政対策債が100%ということで、私はこれは得をするというものだというふうに前から思っていました。白石町については下がってきているので、本当にこれが来ているのかどうかはわかりませんが、来ていると思っておりますが、何か地方債のあり方で全国的にこの伸び率が高いということで、地方債の中でも国は34%ぐらいを占めているというふうに何か書いてありました。となると、100%戻ってくるならば白石町もいいのではないかなと思ったんですが、本当は私もこういうようなものは国もするべきではないと思っているんですが、あったらいいのかなとちょっと思ったので、これのかけ方が4億5,000万円ぐらい、二、三年前まではしてあったのが下がっているの、そう思ったところでした。

○小池武敏企画財政課長

この臨時財政対策債につきましては、7月ぐらいに交付税の算定作業が行われます。その中で、実際うちのほうの幾ら金額が、臨時財政対策債として借り入れるべき額がそこで確定をいたします。そういったことで額自体が確定しますので、それ相応の分をうちのほうが借りるというふうなことで、これは国のほうから指示が来る分でございますので、これを多く借りたり少なく借りたりというのはできないというふうなところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

予算書3ページですが、地方消費税交付金が4億8,800万円ということで計上されております。昨年10月から消費税が上がりまして10%になりまして、差額分をいろいろ直接事業に交付されたりされてると思うんです。その使い道については、国民の福祉だとか、そういうふうなところに用途が限定されて使われるというような報道というか、お知らせを受けているわけですが、ここに上げている地方消費税交付金の分の差額の5,000万円の用途について、意図して町で分配された事業というのはどういうふうなものに当たるのか、1点。

もう一点は、2番の地方譲与税の地方道路譲与税というのが昨年も頭出しで

1,000円ついてましたけど、ことしも頭出しなんですよね。こういう、実績がないんだらうと思いますけれども、見込みはあるのかどうかです。どういう場合にこういうふうなのがつくか御説明をお願いしたいと思います。

○小池武敏企画財政課長

地方消費税交付金の件でございます。

内容説明書の96ページのほうでお開きをお願いしたいと思います。

令和2年度の地方消費税交付金の分でございますが、これが交付金といたしましては40億3,100万円ですね。歳入の分が、2億1,960万円の交付金の分を社会保障4経費につきましては40億3,100万円の分に当たっているというふうな表でございます。これにつきましては、この作成要領の表記の中では、消費税の分が5%から8%の分が上がったときの時点で表記をなささいというふうな指示が出まして、その分について表記をいたしております。それで、8%から10%に上がった分については、こちらのほうで特段国のほうから指示が出されておられませんので、この8%から10%の2%分の当たり具合というか、充当のどこに当たっているというふうな部分については表記がなされていない状況でございますので、後もってお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。すみません、失礼します。

○久原浩文税務課長

お答えします。

地方道路譲与税の頭出し1,000円という形でございますけれども、これについては過去何十円とか何百円の部分で来た時期がございます。こういった状況で道路譲与税のほうに来るのかということについては持ち合わせの資料がございませんので、後だつてでよろしいでしょうか。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○重富邦夫議員

予算書21ページ、使用料及び手数料のところをお願いいたします。

総務費使用料、行政財産使用料の内訳の中の、今度の台風でソーラー施設が打撃を受けたというところのその後の経過と今後の使用料とか、そういったところの報告をお願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

失礼いたします。

予算書の21ページの行政財産使用料の中の、有明の貯水池に太陽光パネルを設置しております、その件につきまして御説明をいたします。

8月の豪雨から台風等で相当パネルのほう破損いたしまして、現在業者のほうで復旧を進められているというふうな状況で、せんだつての議員説明会の折にも生活環

境課のほうから経過等について説明があったかと思えますけれども、現状としましては、フロートの設置まではされているというふうなことで、上に載せる部分が若干工期がおくれていまして、6月ぐらいまでずれ込むというふうなことでございます。ただ、使用料につきましては、敷地の貯水池の占用の面積で行政財産使用料として徴収いたしておりますので、これにつきましては20年間、占用の面積でこちらのほうとしては徴収をいたしますので、現在フロートを設置されているというふうな状況の中で今後も事業の継続をされるというふうな御意向でございますので、占用料といたしましては、うちのほうとしては100%来年度もお願いしたいというふうなことから、金額につきましては248万9,600円を使用料として徴収するというふうなことで予算を計上いたしております。

以上です。

○重富邦夫議員

使用料が入ってくるのはいいんでしょうけれども、継続されるということで。この使用料、売電、発電量からの数%が使用料とか、そういう契約じゃなかったですかね。面積使用料という契約だと、もともとそういう契約だったんですかね。

○小池武敏企画財政課長

お答えをいたします。

業者のほうが発電で、当然電力を売られているというふうなところでございまして、これにつきましては当然企業のほうの収入になるというふうなことから、町といたしましてはその敷地の占有料、面積に対して占有、その部分の専有をされているというふうなことから、使用料として徴収をするような契約になっております。実際法人でございまして、法人税割なり、あとは設備の償却資産、こういったことで別建てで町のほうとしても収入のほうが入っているというふうなことになっております。

以上です。

○重富邦夫議員

それでわかりました。

それともう一つ、これはお尋ねですけれども、41ページをお願いいたします。

41ページの2節の職員駐車場使用料という部分ですけど、これは何なんですかね。ここの説明をお願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

失礼いたします。

予算書の41ページの2節の職員駐車場使用料156万円というふうなことでのお尋ねだと思いますけれども、これにつきましては、職員のほうで車といたしますか、車で通勤する場合につきましては、当然駐車場の今あります庁舎の東側とかテニスコート、あるいはグラウンドのほうの一部に、あるいは総合センターの西側、そういったところで当然置きますので、これにつきましては月額520円で年間額というふうなことで

職員のほうから駐車場使用料として徴収をいたしております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

今、重富議員のと一緒のところで使用料及び手数料ということで、町有地の使用料、前に一回何か総務課長さんやったかな、明細をやるといって何か言ってなかったですかね。この町有地を今使っているところで払っているところ払っていないところ、いろいろあるからということで、何か前に一回あった。今、お聞きしたいのは、全ての土地使用料は実際収入になっているのかということですね。町有地を使っている場所が全て収入になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○小池武敏企画財政課長

議員お尋ねの町有地ですね。あちこち町有地があります。普通財産として、こちらのほうが貸せる分についてはお貸しをいたしております。貸し付けで、通常は評価額の5%で貸付料として貸与された、貸し付けを受けられた方から徴収をいたしております。中にはなかなか遊休地といいますか、空き地になって、うちのほうで管理はしておりますが、これにつきましても、うちのほうは誰か買い手があればなるべく売却をしていきたいというふうには考えておりますが、今のところそういうふうなことで、貸し付けを行っている分については評価額の5%というふうなことで原則徴収をいたしているところでございます。

一応、原則というふうなことでお話をさせていただきましたけども、恒久的な形である程度貸している場合もありますので、幾らか中には減免をしておる部分、あるいは無償で貸し付けをしている部分もあるかと思いますが、基本的には5%で徴収をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

きのうの道の駅の説明でも5%の徴収をするということで、たしか話があったと思います。ここには出てませんが、ある程度町有地の使用、どこが使っているというような、もしそういうような明細がわかれば、今答弁は要りませんが、そういうふうな明細でどこの土地がどなたが使っているのか、ここは減免で使っていないとかというのがわかれば、後で資料をいただきたいと思いますが。

○小池武敏企画財政課長

それでは、その資料については今のところ作成がなかなかできませんので、後日表記をできる範囲の中で議員さん方にお示しをしたいと思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

予算書の14ページですが、固定資産税について、今たくさん空き家、空き地があるわけですが、その税金の徴収については、どのくらいの成果で徴収できているのか。この2項に滞納繰越金というのが計上されております。例年同じような、去年よりも少し多くなっておりますけれども、これについて、今特定空き家だとか空き地だとか、そういうことについての徴収の状況及び今後の見通しについてお答えください。

○久原浩文税務課長

固定資産税についてでございますけれども、うちの分については、もちろん家屋、土地、償却という形で課税をしております。空き家の部分で、どこまで空き家というのかわかりませんが、空き家の部分で収納率とか徴収率の分の数値を出した経緯がございますので、今お答えはできませんけれども、特定空き家、それから危険空き家という部分の分類についても、課税する側からいえば、当然家が建っている、土地があるという部分については公平公正な課税に努めているという状況でございます。

以上です。

○中村秀子議員

そこら辺の累積をすると、1回税金を払わないような家屋については多分累積して金額も増してくるものじゃないかなと思いますけれども、そこら辺も、徴収の仕方については累積した金額で徴収をかけていらっしゃるのでしょうか。収納の状況についてもお知らせください。

○久原浩文税務課長

当然、固定資産に限らず税金については納期、期限に納めていただくということで、年度を過ぎれば滞納繰越しという部分になります。徴収については、今うちの収納対策の係のほうで税制法令に基づいて滞納処分、滞納整理の分については粛々と行っている状況です。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

26ページの目の3の節の保健衛生費補助金の新たながん検診総合支援事業補助金という、これの意味がわかりませんので、御説明をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

26ページの新たながん検診総合支援事業補助金についてでございます。

これにつきましては、成人検診事業の中でがん検診を行っているところでございますけれども、このがん検診の財源の主部として国庫から72万4,000円補助金が交付されるようになっておりますので、その成人検診、がん検診に伴う国庫からの補助金ということでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

そしたら、今までのがん検診と何ら変わらない補助金ですかね。新たなとしてあるけん、また別に新しくできた制度かなと思ひまして。

○坂本博樹保健福祉課長

新たながん検診総合支援事業というような名称でございますけれども、これは国の補助金の名称がこういう名称ということでの御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○定松弘介議員

すみません。予算書の45ページです。

自動車税の取得交付金の廃目とありますが、これの理由とこれからの取り扱いについて御説明をお願いします。

○久原浩文税務課長

自動車取得税交付金の廃目の件でございます。

自動車取得税については、県が自動車の取得に対して自動車の取得者に課する税でございます。税率については26年度に改正になっておりまして、軽自動車、営業車2%、その他自動車3%、この自動車取得税交付金については、昨年令和元年10月に消費税の改正によりまして自動車取得税が廃止になりました。廃止になったと同時に、環境性能割りが新たに創設をされております。これに伴って、この自動車取得税交付金も廃止をされたということです。したがって、県のほうは自動車税として取っておる分については今回も予算措置しておりますけれども、環境性能割り交付金で予算づけをしているところであります。

課税については県のほうでなされるんですけども、その自動車の取得税分の交付金が環境性能割り交付金という形で来るということになっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、歳出に入ります。

48ページの総務管理費から58ページの行財政事務改善費まで。

○溝口 誠議員

予算書の55ページ、財産管理費の12節の委託料、この中にスカイパークふれあい郷管理委託料8,250万円、これは毎年このくらいの金額ですけれども、去年が、正確ではありませんけれども、7,000万円台だったと思います。かなりふえておりますが、これのふえた理由をお聞かせ願いたい。

それともう一つは、毎年この委託料が高額であります。この辺は具体的に財政を健全化していくということで将来的にどうされていくのか、存続をずっとされていくのか、そういったもの、公設民営化とか、そういう方策もあるのかどうか、そこら辺を町長にも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○小池武敏企画財政課長

予算書の55ページのふれあい郷、スカイパークの管理委託料、これが令和2年度につきましては8,250万円をお願いをいたしております。前年度につきましては一応8,375万円だったかと思いますが、幾らか減額をいたしておるところでございますが、去年がホールの可動椅子の一斉点検を特別にさせていただいたというふうなことから、今年度はその分の点検が不要となっておりますので、8,250万円と。ただ、消費税の分が去年の10月から上がっておりますので、その消費税の分が加算になっております。それで、8,250万円というふうな形になっております。

議員御指摘のとおり、8,000万円以上の年額の管理委託をしているというふうなところで、相当高額になっております。内訳といたしましては、職員の人件費でありますとか、特にプールの電気代の経費が相当かかっております。そういったことでなかなか、老朽化も今後する中で、この施設についてどうするかというふうなことも当然大きな問題でございます。これにつきましては、施設の管理計画の中でも点検の中にも組み込んでおりますし、今後そのあり方についても当然協議、慎重に取り扱いをどうするのかというふうなことも検討していかなければならないことだと思っておりますが、現在の段階でこういった方向ですよというふうなところがなかなかお示しができない状況でございます。

以上です。

○田島健一町長

議員から先ほどスカイパークの存続等々について考えをとということでございました。

今現在白石町では、白石町公共施設等総合管理計画というのをつくっております、この中で検討しているところがございます、現在大きい施設もございましてけれども、個別計画を策定中がございます、その中でいろいろと議論をしているところござ

います。これも町財政にいろんな施設がたくさんございますので、これは避けられるところではございませんので、一日でも早く策定をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

すみません。48ページですけれども、一般管理費のところです。

ここに、一般事務補助員報酬ということで206万円上げてあります。この件が今年から始まる会計年度任用制度の分に当たると思って、箇所箇所にありますので、それかなと思っています。その下、49ページに会計年度任用職員期末手当というふうに書いてあります。ここの表記の仕方も違うというのは、私の勘違いかもわかりませんが、この点についてお願いします。

それから、この件については188ページに人数とかを示してある表があります。この表については、去年との比較というのができませんけれども、これまでの人数と余り変わらないと思います。その中身ですけれども、一般事務補助というふうな表記でしてありますが、例えばこれには技能的な人もいらっしゃると思います。全部一律なのか、その点について、例えば司書さんとか、それから支援員さんとか一般事務の方とか、いろいろありますが、その辺については段階をつけているとか、そういうふうなことをお願いします。

○松尾裕哉総務課長

まず、48ページの一般事務補助職員報酬、これにつきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、会計年度任用職員の報酬でございます。ここで、報酬の表記と期末手当の表記が違っております。これにつきましては、財務会計システム上入力する場合に、表記的にこういうふうにしかな今年度出ておりませんので、来年度等については同じような表記をするということで検討はさせていただいているところでございます。来年度といいますか、次の当初予算のときにはですね。当初予算といいますか、今後は同じような表記にできないか検討いたします。

それと、先ほど申し上げられました188ページの会計年度任用職員の表がございませぬ。この会計年度職員ということで。それで、括弧書きで本年度189ということと、括弧書き外で26ということになっております。この119人の数字につきましては、パートタイムの会計年度職員の数でございます。そして、26というのがフルタイムの会計年度任用職員の数になっております。それで、その内容につきましては、一般事務の補助員、例えば今言われました学校司書とか楽習館の職員とか一般事務補助、通常総務課で雇用しております臨時職員につきましても、ここの200何万円と上がっておりますが、一般事務の補助でございます。そのほか、例えば給食の調理員とか、例えば給食の業務員、それから用務員、それからケアマネジャー等につきましてはフルタ

イムの26人の中に入っていきます。それで、それぞれパートタイムの職員については、例えば一般事務については通常の一般事務職員の行政職俸給表の1を使いますとか、それから例えば給食調理については行政職の俸給表の2を使いますとかということで決めさせていただいて、その俸給表に合わせてそれぞれ、ずっとここにありますが、会計のこの表にありますそれぞれの表に合わせて額を積算させていただいて、ここに計上させていただいているということでございます。

以上です。

○西山清則議員

56ページの一番上の町有地管理委託料、これの場所ですね。それと、駅前広場施設管理委託料、これはりんりん公園と、多分竜王駅の前の辺かなと思いますけども、これはこういった金額で正解なのか伺いたいと思います。

○小池武敏企画財政課長

失礼いたします。

予算書の56ページの町有地の管理委託料の内訳というふうなことで、これにつきましては30万円お願いをいたしております。内訳といたしまして、1点が須古城の清掃委託料といたしまして10万円、これが須古の小学校のPTAのほうで管理をしていただくというふうなことで10万円、それと通常の町有地の管理委託というふうなことで、これにつきましては突発的に業者等をお願いするような事案が、ある程度かなり草が生い茂ったというふうなことで職員では対応ができないとか、そういったときに突発的なところで20万円をお願いしているところがございます、場所についてはその時点でですので不特定というか、ここで特定をしている分ではございません。

それと、駅前広場の施設の管理委託料というふうなことで213万6,000円でございます。これにつきましては、議員のほうからありましたように、JRの白石駅と、それから有明の竜王駅、これにつきましてはの分の両方の清掃委託というふうなことで、これにつきましてはシルバー人材のほうに現在お願いをしている部分でございます。

以上でございます。

○西山清則議員

ずっと後にもこういう管理委託料とか公園の委託料とか出ていますけれども、面積にすればそんなに広くないのにこれだけの金が出ているかなと思ってはいますけども、歌垣公園なんかは広いと思いますけども、そこはまた少ないですよ。100何十万かなんかになっていると思いますけども、この2箇所での委託料は大きくないのかなと思って伺ったんですけども、その辺の計算の仕方はどういったふうになっているのかを伺いたいと思います。

○小池武敏企画財政課長

お答えをいたします。

JR白石駅の分が、トイレとか、それから駅舎の構内の部分につきましてはJRの

ほうから受託といたしますか、年間で26万円ほど受託をしまして、その分まで合わせて毎日清掃を、トイレの清掃でありますとか駅舎内の清掃でありますとか構内の清掃でありますとか、そういったことで毎日していただいておりますので、その分が駅前広場の施設管理委託というようなことで、この213万6,000円の部分のうちの186万9,000円につきましては日常の清掃というふうなことで、これが大部分を占めておる状況でございます。あとは両駅の広場の清掃あたりは植栽の部分の管理ぐらいで、ぺったんこ広場につきましては4万8,000円程度とか、そういった形になってます。とにかく日常の、JRの駅、トイレをきれいにして利用者の方が不快に思われぬように日々清掃をしているというふうな状況で、この金額となっているというところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時33分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○小池武敏企画財政課長

私のほうから、中村議員の件で答弁を一部保留いたしておりましたので、ここでお答えをさせていただきます。

主要事項説明書の96ページでございます。

96ページのほうの地方消費税交付金の件でございますが、これにつきましては説明をいたしたとおり、5%から8%になった分というようなことで表記をさせていただいております。それで、8%から10%の分が表記をしていないというふうなところでございますが、これをごらんいただきますと、社会保障4経費の中で経費の総額が40億3,100万円程度あるというふうなことで、こちらのほうが相当大的な、社会保障費につきましては年々上昇もいたしておりますし、今年度から保育料の一部無償化というような形もなっております。社会保障費につきましては年々増加をしておるといふふうなことで、8%から10%に上がった2%分についてもこの一部の中に、社会保障4経費の中に当然充てさせていただくというふうなことになろうかと思っております。そういうふうなことで御理解をよろしく申し上げます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

予算書56ページ、5目の17節、公用車購入費について質問です。

こちらの詳細を、まず教えていただけますか。

○小池武敏企画財政課長

公用車の購入費でございまして、予算額につきましては450万円というふうなことでお願いをいたしております。公用車につきましては、更新計画を立てながら年次的に古いものから更新をしていくというふうな形をとっております。8月の豪雨災害を受けまして、来年度につきましては、まずは災害対応できる車両といたしまして1台、それから現在リース車を1台学校のほうで使っていただいておりますが、学校のほうはどうしても軽トラックのほうを使い勝手がいいというふうなことから、これにつきましてはこちらのほうに戻しまして、リース車の買い取りというふうなことで、中古になりますが、これにつきましては50万円、それから災害対応車につきましては400万円というふうなことで、2台を購入したいというふうな計画でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

私が確認したいのは、ここで1つだけ、この後防災費のところではポンプ車の購入もされているというところだったので、そちらも関連する話になってくるんですけども、老朽化していて古いものを新しいものにかえるということだったと思いますが、その古いものに関しての取り扱い、処分の方法、こういったものは一般質問で以前聞かせていただいたんですけども、そちらのほうはどのように対応されるのかというのを教えていただきたいと思っております。

○小池武敏企画財政課長

さきの一般質問の折に議員のほうから御質問があった廃棄といいますか、そういうふうな方法、それにつきましては今年度幾らか廃車の分もありますけども、1台下取りに出して、その分を値引きをしてもらって下取りに出したというケースが1件あります。今後もそういうふうなことで、なるべく車を廃車する場合は金銭的にこちらのほうに納入といいますか、収納ができるような形で、実際金属会社に直接持ち込むとか、そういうふうな方法もとって、なるべく町の収入になるような形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○草場祥則議員

予算書の58ページですね。

職員の資格取得支援助成金、これの、ことし何人ぐらい受けるものなのか。それが職員さん個人の希望でやるべきか、やっているのか、当局の上から行ってこいというふうなことで、非常に重要なことだと思います。また、資格を取れたら、それが給料

に反映されるものなのか、そこら辺のことをお願いします。

○松尾裕哉総務課長

58ページの職員資格取得支援助成金でございますけど、この件に関しましては、予算的には前年並みの予算で、何名行くというようなことはしておりませんで、これにつきましては、例えば水道事業とかにはこういう資格が必要ですよというようなことは異動であって、そこに必ずおらなければならないというような資格が必要であった場合に、そこに行く場合に助成金を出して行かせているということでございます。資格があったからといって給料に反映はいたしておりません。すみません。

以上です。

○草場祥則議員

今、資格社会といいますか、なかなか資格がないと私たちの民間も仕事とれないというようなことで、今後ますます重要になってくるとは思いますけど、そこら辺を計画的にずっとしてもらって、それと給料に、ある程度取ったら反映できるというような制度も設けるべきじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃいますとおり、資格については今後ますます行政職員としても必要になってくる面が多々あると思います。その面で、すぐ給与、今まで行った者もおりますので、すぐ給与に反映ということが出来るかということは今のところ答弁できませんが、この辺については考えていくべきものの事項の中の一つだと思っておりますので、今後庁議等の中でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

予算書50ページのメンタルケア相談員謝金及び52ページのストレスチェック委託料ですけれども、これは職員の皆さんの心身の健康とかということに寄与されて、働き方改革等も伴って、これは以前からされている事業ですけれども、ストレスチェックの結果、ちょっと心配だという人がメンタルケアの相談を受けられる、そしてその結果その上の産業医さんだとか何とかに相談をして、治療だとか、そういう対応をされるというような道筋で予算化されてるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、その成果、現在本役場の職員の皆さんの中でストレスがかかって休職及び退職、今年度退職に至る、早目に退職に至るだとか、今休職されているだとか病気療養中であるとかというような職員について、どんなふうな状況でしょうか。

○松尾裕哉総務課長

まず、メンタルヘルスケアにつきましての予算につきましては、年10回というようなことで予算計上させていただいております。これにつきましては、通常メンタル的に不安がある職員については、こういう事業を何日にしますので相談してくださいというようなことでしております。それで、議員がおっしゃいましたとおり、ストレスチェックの結果がございますので、そういう結果が本人に通知が行った場合に、ストレスチェックの結果、相談したほうがいいというようなことの職員さんがおられますので、そういうことについてはこういう事業がありますので、その方たちもメンタルケア相談をしてくださいというようなことで、順序は直じゃなくて掲示板等でお知らせをして、受けてくださいということでしたしております。その後、産業医については、今のところまだそういうふうな相談までは行っておりませんが、メンタルケア相談については受けていただいている面がございます。

それで、今言われましたように、心身の障がいでの休職をしている職員は何名かおります。それで退職に至ったというようなことは今のところはありませんが、休職自体の実態はあるということでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

58ページの企画総務費から67ページの諸費まで。

○重富邦夫議員

58ページですね。

総合計画費の中のことなんですけれども、基本計画として住民アンケートを行うというふうに書かれてありますが、この住民アンケートを作成するのは誰なのか、まずお知らせください。

○木須英喜白石創生推進専門監

お答えいたします。

今現在の総合計画が令和2年度までということで、次期の総合計画は2年度中に策定ということで、今回予算のほうの計上をさせていただいておりますのでございます。

アンケートについてはどこが作成するのかという点でございますが、それにつきましては、もちろん役場の当方のほうで質問事項とか内容等、役場内でもいろいろな関連する施策がございますので、そういったところである程度協議しながら絞り込みを行いまして、また最終的には予算のほうをお願いしておりますけれども、策定業務の委託料、こちらのほうも計上させていただいております。ここについても、受け取った業者さんとも話し合いを行いながら内容を決定させていただきたいというふうに考えております。

○重富邦夫議員

内容はわかりました。アンケートをつくるにしても計画をつくるにしても、結局委託をすれば、業者さんあたりは基本的な抽象的なことはやるものの本当の中身というところまでは、やっぱり実情がわかんないもんですから、なかなかそういうところに反映されないものだと思うので、アンケート等にも実情、戦略的な質問事項とか、余りに当たり前過ぎた、人口をふやしたほうがいいですか、どうですかと、そういう当たり前のようなアンケートをしたところで、何も結果が得られないわけなんですよね。人口をふやしたほうがいいに決まってるじゃないかという思いで言ってるんですけども、そういうところから審議会も、アンケートの結果をもとにして、たたき台にして協議をするわけですから、そういう地元の実情をできるだけ総合計画にも盛り込んでいけるような会議、そういった総合計画費というような使い方をやっていただきたいというふうな思いでございますが、どのようにお考えですか。

○木須英喜白石創生推進専門監

私も議員がおっしゃるとおりだと考えております。あくまでも業者委託につきましては、アンケート調査の発送でありますとか取りまとめ、それから報告書を提出していただき、そのアンケート結果をもとに審議会を開催いたしますが、そこで中身のほうをたたいていただきまして、次期の総合計画に反映させていくということで計画をいたしております。ですので、できるだけ、議員がおっしゃるとおり、アンケートの要項、どういったものをするのかというような点を精査し、また審議会においても十分たたいていただければというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

59ページのふるさと応援寄附者謝礼33万円計上されておりますけれども、ふるさと寄附については3億円幾らを見込まれていたと思うんですけれども、その30%の返礼品のうち、また特に謝礼として33万円というのはどういう意味合いが、ほかに33万円をつけ加えるのか何かということですね。この意味合いと、次のページの64ページ及び65ページの会議情報化推進費としてタブレット会議システム設定とか、タブレット購入だとかという、そういうふうに情報推進についての予算を計上されてはいますが、実際今年度やっていつごろから開始になるのか、庁舎の中で試行もあるだろうし、実際いつからこういうふうな、決まってるんだったら早目にできるのかどうか、そういうところをお伺いしたいと思います。

もう一点、それから次の67ページ、空き家対策委託料の空き家撤去委託料及び、その下の空き家撤去工事費、66ページ上にも空き家適正管理判定委員会委員謝礼というように、空き家に関して幾つかの項目で予算計上されておりますけれども、昨年度空き家については町内の大きな課題として認識しておりまして、行政の皆さんも空き家に対しては御心痛のことと思うんですけれども、適正委員会の中で特定空き家に認定されて、それを撤去するように働きかけをされていると思いますけれども、工事請負費として頭出しされた空き家撤去工事費というのをされていますけれども、同じ空き

家が何年も、私に来て4年ですけど、そのまま放置されている状態で、この委員会の中でどのような話になっているのか、またどのような話し合いになればこの行政代執行というか、代執行にいかなくても、先ほどの税金との関係もありますけれども、固定資産税の滞納がずっと続いてくるというような問題も入ってこようかと思えますけど、その辺をどのようにクリアして空き家を撤去することになるんだろうかというふうに思っておりますので、御回答をお願いします、3点について。

○吉村大樹産業創生課長

まず、予算書59ページ、ふるさと応援寄附者謝礼ということで33万円計上している分でございますが、この分につきましては、すみません、寄附金謝礼ということで記載をしておりますが、実際はふるさと応援者に対するPRの粗品代ということで積算をしております。実際、各イベント等に出向いて、ふるさと納税をPRするときにシールまたはボールペン等をPR用品として配布している分の経費ということで計上しております。今回計上している分については、1個当たり100円程度の分を3,000個プラス消費税ということで33万円ということで計上しております。

以上です。

○松尾裕哉総務課長

タブレット関係の件でございます。

64ページ、65ページ等でございますが、一応タブレットにつきましては、入札がいろいろ、どういうふうなことをするかというような仕様書とかなんとかをしっかりと話し合った中で、そしてその中で入札等をかけていきたいと思っておりますので、その期間を見て9月か10月ぐらいからの導入といいますか、そういうことで一応予定をしており、9月議会に間に合うかというようなことがございますので、間に合わなかったら12月議会というようなことになるかと思えますが、その辺は執行部と議会の皆さん方との話し合いの中でいろいろ詰めるものがありますので、進めさせていただきたいと思えますが、一応は半年後ぐらいの運用開始ということで今のところ予定をいたしております。

それから次ですが、空き家関係でございますが、現在、今年度、元年度に危険空き家と言われます家屋につきまして2件除去がっております。以前から懸案事項でありましたものと、また今年度、元年度に新たに危険空き家と判定をいたしまして除去をされたという実績がございます。まだあと一件危険空き家が今のところございますが、この件に関しましても既に除去をするというようなことで了解を得て、除去に向けて今手続等をされている段階でございます。それで、今委員会の謝礼ということでここで組んでおりますが、危険空き家については委員会の判定をもって今まで、そこで何点以上であったら危険空き家と認定して、委員会の中で判定をしますというようなことをしておりましたが、今危険空き家があるということで、すぐにでも撤去をしてほしいというような要望もございますので、それについては今うちの建設課のほうに一級建築士の方が常駐をされておりますので、その方うちの職員が規定に基づいた判定をしまして、そこで危険空き家と判定をされた分については認定をして、除去

の対象にするということにいたしております。

それで、ここに空き家の撤去工事費ということで記載に頭出しをしておりますが、これにつきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、行政代執行等の工事費で町が必要になった場合にお願ひするということですが、行政代執行をするような案件というのは、嬉野で1件行政代執行が今年度ございました。これについては、道路に面したところで、通行をしている方、歩行者の方が、これはもう人命にかかわるような空き家だということで嬉野は判断されて、そういうことをされておりますので、その現場にも私たちといいますか、担当の職員を派遣いたしまして、どういうふうなことでされたかということについてもお伺いしておりますので、そういうことを参考にしながら、町内の中にはそういう通学路とかというようなところで判定をしなければならないところがございます。例えば、白石地区のところではクーラーの室外機が外にあって上から落ちそうだと、そこが通学路なので危ないということでございましたので、そういうものについては室外機だけを撤去したという事例はございますが、最終的にはそういう家屋等の、家屋についても危険な状態でございますので、そういうことについては考えていかなければならないということで私たちは認識をしておりますので、今後もっと検討委員会とかを充実して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

予算書の59ページの報償費、婚活サポート事業についてあります。59ページから61ページにかけてなんですけども、説明資料の14ページに婚活サポート事業が載せてありますけども、これについてお尋ねをしたいと思っておりますけども、婚活サポート事業は平成26年から始まりまして、ここにずっと書いてあつたんですね。1期、2期、3期、4期とずっと書いてありますけども、約六、七年ほどたっておりますけども、予算は毎年立てられておりますけども、我が町においての実績、よその市町で、私は一般質問の折に伊万里市の事例を挙げたんですけども、伊万里市はずっと実績、個人情報観点もありますから、そこらを考慮して、これは成婚ができた場合、我が町もずっとPRを兼ねて載せるべきかと思っておりますけども、そこら辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

婚活支援の実績ということで御質問でございますけれども、議員おっしゃられましたとおり、平成26年度からスタートいたしまして、かなり、ある程度の年数がたっております。当方のほうで把握しております成婚者の情報なんですけれども、登録者同士というわけではございません。ほかの佐賀の出会いサポートセンターとか、いろんなパターンがございます。うちのほうで把握しておりますのは、今現在9件の方が成婚に結びついております。

あと、余談にはなりますけれども、昨年須古城のほうで白石の地の縁結びということでイベントを開催いたしまして、その際にもカップリングができたのが9組ござい

ました。こちらのほうは、まだ成婚のほうまでの情報は聞いておりませんが、順調に進んでいるのではないかと期待をしているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

今、答弁を受けて、9組も成婚があったのかというふうなことがわかった次第でございまして、町民さん皆さん感心があられることじゃないかなと思いますので、町のホームページに直接載せられても構わんですけれども、リンクをされても構わんですけれども、情報公開はどんどんして、我も我もというふうな意欲をかき立てるような紙面づくりというかホームページづくりというか、施策ですね。これを今後ずっとサポート事業の継続のためにやっていただければと思う次第でございまして。

○木須英喜白石創生推進専門監

私も議員がおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、この婚活事業につきましては、非常にプライベートな面がございまして、顔を出さないでくれ、住所地を出さないでくれとか、そういった問題も微妙に絡んでまいります。ただ、先ほど申しました9組が成婚しましたとか、その程度は十分載せていける範囲内ですので、町のホームページ等を活用してもっとPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

予算書の61ページで、説明資料の12ページですね。

20万円、継続事業でございましてけれども、これはいいことだと思いますけれども、白石高校と佐賀農業高校がありますけれども、この実績等なんかはまだ、わかっておられるかどうか。それと、学校に行って子供たち等にもこういった説明をされたのか伺いたいと思いますけど。

○木須英喜白石創生推進専門監

お答えをいたします。

若年者地元定着促進事業ですが、これは今年度から補正予算対応ということで計上させていただいております。実績といたしましては、佐農のほうと連携をいたしましてサノ・ボヌールとサノ・マルシェ、こちらの2つの事業を道の駅しろいしのほうの御協力を得まして開催をいたしたところです。予算的な面につきましては、まだ実績報告書はいただいておりますので金銭的なことは若干わかりませんが、そういうような内容でございまして。

あと、町内の白石高校と佐農のことですね。令和2年度におきましても、要望等があれば柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

説明ということでございましては佐農、白石高校の学校の先生、教頭先生あたりを通じて話のほうは説明をさせていただいております。

以上です。

○西山清則議員

こういった事業はいいことでありますので、できれば町内に住んでいただいたほうがいいかなと思ってますけども、町外から町内に就職するというよりも町内に住んでもらって、そこでいろいろな勤めを、町内で勤めていただく方法が一番ベターかなと思っておりますので、空き地、空き家バンクもありますので、そういったことを説明しながら若者が定住できるような方策を練っていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○木須英喜白石創生推進専門監

町内に住んでいただくというのは、最終的な我々も目標というふうに考えております。この事業につきましては、一応2つの高校が限定なんですけれども、町内在住者であれば郷土愛を育むというふうな観点、また町外から佐農、白石に来ておらっしゃる方には、白石町はいいねと、後々関係人口、交流人口に結びついていけば幸いというふうに考えております。

いずれにしましても、白石町の魅力を発信していけるよう、今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

予算書の66ページ、報償費、交通安全指導員出動報償費ですね。

昨今、交通事故が多発しております。臨時的に交通指導員さんをお願いすることがあったのかどうか。この指導員さんは、朝の児童の通学時に指導をしてもらっていますけども、大人の指導を臨時的に依頼されるような方向に持っていくのかどうか、そういう依頼をしたことがあるのかどうかですね。今後していくのかどうか、まずお伺いをいたします。

○松尾裕哉総務課長

交通安全指導員の出席費用弁償ですが、これにつきましては臨時に出てくださいというようなことで、今回の交通事故に対しての費用弁償とかはございません。交通安全対策協議会の中で、会長さんがメンバーに入っておられますので、そういうふうなことで対応をお願いしますということでしたしております。

それで、今議員がおっしゃいますとおり、交通安全指導員さんにつきましては主に朝の通学のときの交通指導ということで、子供たちにさせていただいております。それで、例えば幼稚園とか小学校とかは、そういうところの交通安全教室についても出ていただいておりますので、例えば老人会の中で教室が開催されるというようなこ

とが今後計画をされた場合、地域の交通指導員さんがその老人会の中にも出て行って、交通指導員をしていただくというようなことの御協力はお願いをする面も出てくるかと思えます。その場合は、ここに掲げております費用弁償については通常費用弁償額を計上しておりますので、そういうふうなことで今後計画していく場合は予算措置も必要になってくると思えますが、昨今のこのような事故の状況でございますので、今回、4月にはまた全体会議等がございます。3月の末には代表者会議もいたしますので、そういうことも含めてお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○片渚栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

予算書61ページ及び説明資料13ページの白石町未来アシスト事業補助金事業ですけれども、意味がわからないというか、どういうことをするとこの補助金の対象になるのか。内容ですね。具体的にイメージできるような説明と、及び予算があって、その中のどのくらいを補助するのか、そこら辺の補助率あたりをお願いします。

○木須英喜白石創生推進専門監

お尋ねのさが未来アシスト事業ですけれども、これにつきましては、今回令和2年度で新規事業ということで上げさせていただいております。これにつきましては県の事業でありまして、補助率が県は2分の1、町が2分の1ということで計画をいたしております。

目的につきましては、地域における自然、人等の地域資源を生かした自発の地域づくりに関する取り組みを支援するというで計画をされておまして、令和4年度、最終年度までに、県のほうでは地域づくりの取り組みを100件創出したいというふう考えていらっしゃるようでございます。

具体的な事業の支援の内容なんですけれども、伝統行事、祭りの地域交流イベント、それから農産物等の地域資源の掘り起こし、あと地場産品を生かした特産品の開発、豊かな自然等を生かした山村留学等の取り組み、こういった事業が予定をされております。非常にわかりにくいと言われるのも、我々もそうかなというふうに思ってます。あくまでも地域づくりということで、具体的にこの事業に使っていいですよというふうな、用途が限定されたものではございません。ですので、内容につきましては、とりあえず企画財政課のほうに、こういう事業があるから相談してみようかということで話が合った場合、この事業はどうですかということで県の担当課のほうに問い合わせをしながら対応ができる事業とできない事業、そういうふうなところの絞り込みを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○片渚栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

2点お願いします。

まず、1つ目が予算書62ページ、農業塾についてです。

平成26年度からこちらの事業を行われておりますが、5年経過されて、多分見直し等をやられてると思います。それで、引き続き令和2年度以降も継続やられるということに至った経緯と、そのあたりについての課題というのをまず教えていただきたいというのが1つと、もう一つ、予算書60ページの12節、道の駅管理委託料1,900万円とあります。こちらのほうは詳細というわけではなくて、こちらのほうにふるさと納税の寄附金を1,600万円充てられています。こちらでふるさと納税を使われた意図といますか、これが適当であると思われた経緯を教えてください。

○木下信博農業振興課長

予算書の62ページの説明の中のしろいし農業塾補助金1,334万3,000円でございます。説明資料のほうで申し上げますと、43ページのところになります。

議員御質問のとおり、この事業は平成26年繰越事業から行ってございまして、現在1期生、2期生の方は既に卒業されて、就農のほうに励んでおられます。今、第3期生が今年の4月から入校されまして、現在有明地域新開にありますいちごトレーニングファームのほうで、いちごトレーニングファーム研修生の方と一緒にいちごさんの高設栽培の研修のほうをされている状況でございます。

変わった点というところは基本的にはないんですけど、30年度にこのいちごトレーニングファームのほうを県のほぼ100%の事業でつくったわけでございます。このトレーニングファーム施設をぜひ利用したいということもございまして、今後このトレーニングファームのほうを、せっかくいい施設でもございますので、そこを使っただければということ考えているところでございます。

この農業塾につきましては、農業振興を図るという意味では重要なことでもございます。それともう一つ、定住促進というの兼ねておりますので、今後とも私としては続けていきたいということ考えております。

課題でございますけど、今の農業塾生はもちろん県外のほうから来られてまして、今アパート等にお住まいになられていますが、将来的にといいですか、近々には農地の取得とか、居宅のほうの用意をせんといかんということで、今現在ほぼ居宅とか農地についてはまとまりつつありますが、今後そういった空き地、空き家といったところでの、私どもで提供といいますか、探してあげなくてはいけないかなというのもございまして、農地についても同じように、そういったところをどうやっていくかというのが今後の課題かなということ考えております。

以上です。

○小池武敏企画財政課長

友田議員のほうから、ふるさと応援の寄附金を生かしました基金につきましてはの充

当先というふうなことで御質問があったかと思えます。

主要事項説明書の94ページをお開きお願いしたいと思います。

この中で、ふるさと寄附金につきましては、令和2年度におきましてはこういった事業に充当させていただいているというようなことで、御承知のとおり、昨年12月のテレビ放映で、今年度ありがたく相当な多額の御寄附をいただいております。その分につきましては今年度、元年度で基金に積み立てまして、2年度でこういった事業に充てさせていただいております。総額で約5億8,000万円の分を充当させていただいております。その中で、一番上の道の駅管理費の1,600万円につきましては、活用メニューの中で道の駅しろいしを生かしたまちづくりというふうなことで、このメニューの中にとりあえずなことで充てさせていただいたと。ただ、こういった維持管理費についてはどうかというふうなこともあろうかと思いますが、こういった多額の寄附金をいただいたこちらのほうとしても、なるべく有効に活用させていただきたいというふうなことから、この1,600万円につきましても基金のほうから充当をさせていただいたというふうなところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどお尋ねいただきました件で再度質問させていただきたいんですけども、94ページに載っておりますように、この寄附金は大変ありがたい制度でありまして、我が町にも5億8,000万円という巨額のお金が入ってきております。このお金に関しては、税法上で申しますと寄附税制であることから、ふるさと納税という税法上の制度の外にあるものだという認識をしております。こちらに関しては、いろんな専門家の方たちからもいろんな意見がありまして、私もお名前を出していいかわからないので出しませんけども、関西学院大学の経済学部の教授の方もすごく危機感を持たれているように、このふるさと納税に関しては、財源がなければできないというものに対して行うべきである財源にもかかわらず、多くの自治体で維持管理費のほうに充当されているものがたくさんあると。本来であれば、一般財源のところではこれは運用していかなければならないものに関してふるさと納税でやるというのは、大変危ういものであるというふうに私としては認識しております。例えば、じゃあふるさと納税が、道の駅でいえば34年後まであるのかどうかということは、すごくわからないという状況もあります中で、この制度はなかった場合に一般財源のほうでどうしても、やめるという判断はできないわけだから、一般財源のほうでやっていかざるを得ない、事業というものに関しては一般財源でやるものが通常ではないかなというふうに思っています。

ただ、今回に関しては事前に御説明いただきましたので、私としては異論を求めつつもありませんけども、ふるさと寄附金の使い方というのはもうちょっと明白にして、先ほどから申し上げているように、一般財源のほうではできない、本来このふるさと納税が入ってこないといけない事業というのにやっていくべきじゃないかなというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○小池武敏企画財政課長

議員御指摘のとおり、本来通常の維持経費につきましては当然一般財源のほうで財源を捻出しまして、当然経費に充てるというふうなことが原則だと思っております。御承知のとおり、本町といたしましては、普通交付税につきましては2年度から一本算定になってまいりまして、2年度は元年度よりもまたさらに交付税が減ってくるというふうな中で、一般財源の財源捻出につきましても非常に苦慮いたしている状況でございます。当然ながら、それでもあるいは財政調整基金なりで財源捻出はやっていかんといかんというふうなこともございます。これが原則だと思っておりますが、そういったことでふるさと基金の活用につきましては、本来はそういったうちの独自色を出した事業メニューに充てるというふうなことが一番適切かと思っておりますが、今後ともそういったところも、議員の御指摘も踏まえまして、今後充て方につきましても検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

ぜひお願いします。このあたりは、私も財政的に厳しいというのは把握しているところであります。しかしながら、このふるさと寄附金がこういった形で管理費がたくさん載っているというのは、ほかの自治体からするとかなり、言い方が不適切かも知れないですけども、白石町はどうなのかなという目で見られる可能性も十分にあります。ということであれば、重々理解いただいているとは思いますが、一般財源のところで改めての適正化というのを早急に進めていかなければいけないというのは明白でありますので、ふるさと寄附金の使い方というのは単年度単年度でしっかり見ていただきたいと思いますので、そのあたりはよろしくお願いします。よければ町長のほうも一言いただければと思います。

○田島健一町長

ふるさと寄附金については、昨年、先ほど課長が答弁いたしましたように、年末にPRが効いて多額の寄附をいただいたところで、5億8,000万円というふうになってございます。寄附をいただくに当たっては、寄附者の方が白石町にどんなものに使っていただきますかということで記入をしていただいております。活用メニューというところで記載しておりますように、道の駅を云々とか活気と魅力ある豊かなまちとか、子供たちが健やかに育つとか障がい者とか、あと町長にお任せとか、一応こういう大まかなメニューはつくらせていただいております。しかしながら、この中で全てがこの事業で本当によかったのかというのは、議員が申されたとおりでございます。私もことは5億8,000万円あったからこれができましたけど、来年2億円だったときにどうなっていくのかと。ことし充てたやつをまたやらないのかぐらい1代だけで対応できるのかとか、あとまた起債充当とかなんとかの絡みもあって、私も微に入り細に入りわかっておりませんが、そういった絡みがあって、余りにも細事業に何やかんや使うというのは問題があるのかなというふうにも私も認識はいたしております。そういうことで、先ほど課長の答弁がありましたように、もう少し活用メニュー

という大きくくりの中で細事業、個別事業というのはこれでいいのかどうかというのは、もう少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

そういうことで、ありがたい寄附でございます。基金という使い方もあるのかなど。その基金の中に入れといて、そして何か特別に寄附された方が、そんなものに使ってもらったらよかったなとうれしがられるようなやつもあるかもわかりませんので、そういったものも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○井崎好信議員

説明資料の15ページでございます。

空き家空き地バンク事業についてお伺いをしたいと思います。

今回から空き地も追加をしていただいて、空き家空き地バンクとして事業を進めていかれるというふうに思います。当然、空き地というのは個人の所有物を空き地として、そしてまた宅地物件業者、町が指定をされた不動産屋さんが一応確認をして登録をされるような形と思います。いろんなケースを考えると、個人が所有者の空き地もございましょうし、今町内でも不動産会社なり建築業者なんかが宅地分譲として売り出されるというところもあるわけですね。そういったものも対象になるのか。ちょっと特異なケースかと思えますけれども、その辺の判断をどうされるのか。個人の所有者の物件に限られるのか、あるいはそういう特異な分譲地の売り出されている、それも空き地、売り地ではあるわけでございますが、どういう判断をされるのか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

町内で販売等をされておる宅地分譲地について、この空き地バンクの対象になるのかということでございますが、何しろ今度から始めるということで、細かなケースはまだまだ、ケース・バイ・ケースということがあり、ここでどうということは言えませんが、私の個人的な考えからいいますと、あくまでも民間業者の方が営利を目的にしてされておりますので、この対象に上げるのかどうかというのは疑問が残るところでございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、ケース・バイ・ケースでございますので、宅地建物の取引業者さんが連絡会議のほうにも入っていらっしゃいますので、そういったところと話を詰めていきながら、制度の醸成を図っていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○井崎好信議員

そういったところで検討していただいていると思いますけれども、人口減少対策、私は今回一般質問をいたしておりますが、そういったことを踏まえていけば、例えばそこには県外、町外とか、移住してこられるような方がいらっしゃるというふうなこ

とにでもなれば、こういった奨励金等も適用、該当するのかなというふうにも思いますので、その辺を柔軟にといいますか、例えば町外から来るケースについては認めますよとか、そういったことも考えながら検討していただきたいというふうに思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

おっしゃられるとおりでと思います。白石町に移り住んでいただく、定住をしていただくというのが最終の目的でもございますので、できるだけそういった趣旨に合致しておれば柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

68ページの税務総務費から76ページの監査委員費まで。

○中村秀子議員

総務税務費の中で、数年前から電子申告というのがふえてまいり、私も電子申告しているわけですけれども、この予算資料をずっと見ていると、そういうふうなウェブ上で電子申告、機器保守点検料とかオンライン端末カードリースとか、何かそういう関連の事業があって、電子申告を何でもウェブ上でできれば人件費もかからないし、いろんなお金を扱うことも、非常に便利だなというふうに私自身は思ってるんですけれども、現在町内で、今確定申告の最中でわかりにくいかと思えますけど、昨年度実績及び今年度の状況で、電子申告に移行している割合とかというのはどのくらいになっているのでしょうか。

○久原浩文税務課長

予算書に載っているオンラインの端末リースとか、それから電子申告機器の保守委託という部分については、うちと広域電算とつなぐオンラインの端末機リースとか、そういった部分です。個人が電子申告される部分の予算については、予算書には上がっておりません。ただ、推進につきましては、これは税務署管轄で行われておりまして、実際自分の家のパソコンからといった電子申告をされてる方もいらっしゃいます。その推進については、自宅のパソコンでやればパソコンと別に機器類が要るといった問題がありまして、うちの本町で昨年からは、その機器も要らない、利用者識別番号を取得して電子申告をしていただくという形で、昨年その利用者識別番号をとっていただくという形で申請をして利用者識別番号を、これは確定申告の相談に来られる方、大体毎年3,600人程度来られますけども、そのうち所得税の確定申告をなされる方を対象に去年は識別番号のほうを取得をしております。本年そうした電子申告等の部分で、もちろん個人で電子申告される方、それからうちのほうに相談に来られても今までは申告書を税務署のほうがとりに来られておりますけども、それを電子申告で税務

署に送られるようなことで本年度から取り組んでるので、現在、個人で電子申告された方、直接された方の分については把握はできておりません。

以上です。

○中村秀子議員

あれは何パターンかあって、識別番号がなくても、打ち出したのを郵送すれば非常に簡単であるというようなことを皆さん理解されてないというのが多いと思うんですよ。識別番号をとるのって結構面倒くさいというか、非常に複雑だったような気がいたします。そして、カードリーダーとか何かを入れるのも複雑なので、郵送が一番簡単だなど思ってるんですよ。町内でそういう説明会をすることについてはいかが考えるのか、それと申しますのも、税務課と、幾つか調べたんですけれども、住民課ですかね、何か非常にうちの近所の役場の方も税務課になった途端、非常に帰りが遅い、もう11時とか、非常に時間外勤務が長くなっているなというような感想を持って、もう本当に働き方改革はどがんなるととやろうかねと思うくらいに毎日毎日残業されて帰宅されておりますので、当然仕方ないと言っちゃあ仕方ないんですけど、何とか打開する方策というのはウェブ上で申告を皆さんがして申告に来られる人を減らす努力というのは一つあるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の時間外勤務と、あるいはウェブ上での申告についての推進をどういうふうにお考えになるか御説明ください。

○久原浩文税務課長

議員さんおっしゃるように、税務課につきましてはここ1月から当初課税の6月までがピークでありまして、時間外の8割はこの期間に集中しております。おっしゃるように、電子申告、インターネットによる直接の個人の申告、それから、それじゃなくても紙で打ち出して郵送で武雄税務署のほうに郵送されるという部分も推進、それから職員のそういった部分の役場から直接相談を受け付けて電子申告という部分をやはり強化していかなければいけないと考えております。個人の家のほうにはまだインターネットをつないでいないといったところもございます。その辺までも含めて再度、税務課としても検討していきたいと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

予算書の72ページ、12節通知カード、個人番号カード等の交付委託料で1,378万1,000円と出てますが、この委託料の中身と、今年度まだ途中ですのではっきりした数字は出てないと思いますけど、個人番号カードの交付が何枚あったのか、お願いいたします。

○千布一夫住民課長

予算書72ページの委託料の中の通知カード、個人番号カード等交付委託料1,378万1,000円の内容でございますが、個人番号カード、マイナンバーの処理業務につきま

しては、全国の市町村が地方公共団体情報システム機構——いわゆる J-LIS と申しますが、J-LIS へ処理業務の委託を行っております。本町の令和 2 年度の業務委託料として予算書にあります 1,378 万 1,000 円を交付するものでございます。この額につきましては、国のほうから配分額として委託料の額が指示されている額でございます。前年度に対しまして 860 万円の増となっております。令和 2 年度は、国においてかなりこのマイナンバーカードの推進策を打ち出して、マイナンバーカードの取得を図るようというところでいろんな策を講じてこられておりますので、多分交付のほうもふえるんじゃないかということで、この委託料のほうも金額が上がっております。今現在の白石町でのマイナンバーカードの交付状況でございますが、2 月末時点で 1,706 件の交付となっております。人口に対する交付率で 7.34% でございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

国から決められた金額を納めなければいけないということですが、余りにも高いなという感じがします。前もこれは一般質問でも質問しましたが、今回、国が何か施策をとって個人番号でポイントか何かをつけるというようなことで言われてますが、それで、そういうことをするからふえるということで考えてよろしいでしょうか。

○千布一夫住民課長

国の施策としてマイナンバーカードの交付、利活用の促進ということで、1 点目として、マイナンバーカードを健康保険証としても使えるようということで、これは令和 3 年 3 月、来年 3 月から本格稼働ということで今現在進められているところでございます。このマイナンバーカードの健康保険証としての利用、もう一点は、令和 2 年 9 月から、先ほど議員さんがおっしゃられたマイナポイント、マイナンバーカードを持っておられる方がキャッシュレス決済を行った場合にポイントをもらえる、登録加盟店でそのポイントを使って値引きを受けて物を購入することができるといったマイナポイント事業というのが今現在、9 月からの実施に向けて進められているところでございます。こういった推進策をすることによってマイナンバーカードの取得者をとにかくふやしていこうということで、2 年度はかなり交付件数が伸びるんじゃないかということで、この委託料のほうもふえてるところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

国からこの 1,378 万 1,000 円ですけど、これに対する、この金額を決めた根源と申しますか、白石町はこれだけですよ、例えば江北町は幾らというのが多分あると思えますけど、その決められた金額というのはどういうふうにして決められたのか、わかればお願いします。

○千布一夫住民課長

1,378 万 1,000 円の算出根拠ということで御質問でございますが、今手元に資料を持

ち合わせておりませんで、あともって答弁するというところでよろしいでしょうか。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

11時57分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○久原浩文税務課長

午前中、中村議員の質疑の中で答弁を保留いたしておりました予算書16ページ、歳入です。予算書16ページ、地方道路譲与税1,000円の予算計上でございますけども、地方道路譲与税は昭和30年に創設をされておりました、地方道路税として揮発油、ガソリンに対して課税される国税でありまして、国が徴収し、道路特定財源として各地方公共団体に地方道路譲与税として譲与されておりましたが、平成21年度に道路特定財源の一般財源化に伴いまして地方揮発油譲与税に名称が変更なされております。予算書の地方道路譲与税1,000円の計上につきましては、平成20年度までの地方道路税の過年度滞納繰越分の徴収に伴い発生をするもので、本年度、令和元年度の地方道路譲与税は全国で3万7,319円、うち県内市町村に314円、本町、白石町には14円の実績があつておりました、本年度につきましても1,000円予算計上をしているところでございます。

以上です。

○千布一夫住民課長

私のほうからは、午前中の前田議員の御質問で答弁を保留しておりました予算書72ページの12節委託料の中の通知カード、個人番号カード等交付委託料1,378万1,000円の算定方法についてお答えします。

額の算定につきましては、令和2年度中の本町の分だけではなく全市町村のマイナンバーカードの発行業務等に要する費用の見込み額、約755億円でございますが、この755億円を平成31年1月1日現在のそれぞれの市町村の人口に応じて配分された額が1,378万1,000円でありまして、国から通知があつているところでございます。なお、この委託料に対しては歳入のほうに上がっておりますが、全額国庫補助金が交付されることになっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

76ページから79ページまでの社会福祉総務費と90ページの国民年金費から96ページ

の子ども・子育て支援事業費まで。

○溝口 誠議員

予算書の95ページ、説明資料の21ページ、保育対策総合支援事業でございますけども、これは去年の10月から保育の無償化になりましての対策だと思います。ここに2つ事業の内容がありまして、保育補助者雇上強化事業ですかね、それから保育体制強化事業、2つでございます。この補助の基準額が、定員が121名未満と以上が分かれていますけども、未満が1箇所当たり226万4,000円、それから121名以上が452万8,000円、こういうような補助額の基準がどういう形でなっているのか、それからまた保育体制強化事業の1箇所当たりの補助で、これは月になってます、月10万円ということで、園によって年間の補助額がちょっと違う、これらの詳細にわたっての基準等をお知らせいただきたい。

そしてまた、この助成によって、この保育無償化でいろんなさまざまな問題がありまして、やっぱり一番ネックであったのは保育士の人材の確保、それから保育の質を上げるということが一番のこの保育無償化の中で課題であっています。そういうことで、非常にこの事業が新規でされるということはすごいことだと思います。そこら辺の効果といいますか、事業の効果等も述べていただきたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

今回新規事業として保育対策総合支援事業をお願いをいたしておるところでございます。まず、保育補助者雇上強化事業につきましては、そこに書いてありますように、定員が121名未満の施設につきましては1箇所当たり年額が226万4,000円、121名以上の施設に当たりましては1箇所当たり452万8,000円ということで、これが国が示した基準でございます。一般的に、この保育補助者雇上強化事業につきましては、保育士資格を持たない者が現在各保育園で行っております保育士の資格を持った保育士の補助をするということでございまして、年間226万4,000円が全国的にその保育士補助、資格がない雇い上げについては基準として226万4,000円というのが国が示した基準でございます。当然定員が多い園につきましては、1人あるいは2人という補助者が必要になりますので、121名以上の施設については452万8,000円ということで国が示している金額でございます。それと、保育体制強化事業につきましては、これはここにも書いておりますように、これも保育士の業務負担を軽減するためのものがございますけども、いわゆる保育の周辺業務、ここに書いてますように、例えば清掃業務であったり給食の配膳、通常、補助者がいない場合は保育士がそういったところまでしているわけでございますけども、その業務を例えば子育て経験者であったり地域の方でそういった方について、そういった人材を活用して少しでも保育士の本来の業務といいますか、保育士の業務の負担軽減ということでございまして、これについても全国的な基準として月額10万円を限度ということでの国が示した基準でございます。

それと、この事業に取り組むに当たっての効果でございますけども、子供たちを保育するのも当然でございますけども、先ほど言いましたように、もう少し手が届かないところ、あるいは清掃業務、給食の配膳、そういったところも実際問題は保育士が

しておるところでございます、そういったところを少しでもそういった補助者がいればもっと保育、もっとといたしますか、保育の業務に集中できるという、そういった効果があると思っておりますので、より保育士の負担が軽減されるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

当町においても各保育園ではまあ定数に近い数が入園等をされておりますけども、定数いっぱいまで受け入れをしても、この制度を活用すれば大丈夫というか、この予算でよろしいですかね。

○坂本博樹保健福祉課長

今回予算をお願いしている分につきましては、121名未満の施設については4園、そして121名以上の園については2園が、各園に聞き取りをいたしまして、これぐらいの補助金であれば大丈夫ということでの要望を受けての今回予算をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

予算書の94ページ、12節委託料、一番下のところ、私立保育園の運営費委託料6,230万円ですね。この分の私立保育園の場所と、この運営費というの内訳というか中身がわかればお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

予算書94ページの私立保育園運営費委託料6億2,030万円でございます。これにつきましては、私立保育園の運営費、各私立保育園が運営するに当たってお金になります。須古保育園は当初からございましたけども、現在、公設民営化によって今3園が私立保育園となっております、今年度から。平成30年度に1園、そして令和元年度に2園が追加になって、今現在は4園が私立保育園でございます。令和2年度からは、現在公設民営をしております福富、福田、有明わかば保育園が議会の承認をいただきまして、来年4月から私立保育園というふうになることとなります。そういうことで、来年から私立保育園の7園の運営費に係る委託料でございます。来年4月からの分の運営費でございます。

○前田弘次郎議員

すみません、間違えました。「6億2,030万円」か。運営費というのは私立の分ですけど、自分たちから考えると、何かある程度その私立自体でやっていくのかなと思うんで、6億円幾ら町がお金を出さないかという考えでいいんですかね。運営費というのは保育料が何かあったところにたまってしていくという感じで捉えていいのか。

○坂本博樹保健福祉課長

認可保育園の運営につきましては国の公定価格がございまして、園児数あるいは園児の年齢によって単価が決まっております。その国の基準に基づきましたところから保育料を差し引いた残りを各保育園に運営費としてお支払いすることになります。これについては、私立保育園でございますので、この運営費については国、県、そして市町が財政負担をして各保育園に委託料ということでお支払いをして、それで各園については、例えば人件費であったり園の施設整備、そういったところに、いわゆる園の運営に当たっていただくということでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

予算書の95ページ、説明資料の18、19、20ですけれども、町が4分の1の補助があるわけですけれども、どの辺まで町が関与できるのか伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

今回予算におきまして、有明ふたば保育園の施設整備の2年目、そして有明わかば保育園の新たな1年目の事業費、それと有明幼稚園の施設整備の2年目の予算をお願いをいたしております。この3つの事業につきましては、実施事業主体はそれぞれの保育園の運営母体である社会福祉法人が事業主体というふうになります。町のかかわりでございますけれども、これについては事業主体から補助金の申請がございまして、その審査を町が当然いたします。町から当然国庫がつきますので県を通して申請を上げますけれども、県についてもその審査があります。町としての大きなかかわりとしては、入札に公正な入札がされているかというか、そういったところでの立ち会い、それと進捗管理であったり、そういった園からの例えばこれは補助事業の対象になるのかとかそういったことに対する回答とか、そういったことが町としてのかかわりになってくるところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

設計の段階でもいろんな面が出てくるとは思いますけど、その辺のかかわりはないわけですか。設計自体でこういったところをこういうふうに改善したほうがいいですよとかそういった指導的な立場はないんですかね。

○坂本博樹保健福祉課長

あくまで事業実施主体の考えで設計なり事業をしていただくことになります。ただ、この補助金につきましては、補正の予算のときにも御説明をいたしましたように、定員によって国の基準額が決まっております。仮にその定員の基準額以上に、例えば事業費が高騰した場合作りましては、それはあくまで事業者がその部分を負担することになりますので、あくまで国のその定員の中での基準額がマックスといたしますか、

それ以上は補助金としては出ないということになりますので、そういったところで、補正のところで説明いたしましたけども、設計業者と事業者との建築価格の調整であったり、そういったところの調整が十分されるということになってまいります。

以上でございます。

○中村秀子議員

予算書94から95あるいは説明資料の22ページ、学童保育事業ですけれども、補正の中では学童保育についての補正予算が提案されておられません。今、学校が臨時的な休業になって、学童のほうはどういう、学童の希望者もふえているのではないかと思うんですけれども、現在、学童保育のありよう、今通常であれば授業中ですので放課後の時間帯からの学童保育になってると思いますけれども、午前中からの休業日等の対応のようなことになっていけば補正予算が必要じゃなかろうかと思っておりますけれども、それが今年度予算案の中で提案されているこの学童保育の予算案の中から充当されるという意味なのかということところが補正のときに出ていなかったもので、どうされるのかということで、そこら辺の今現状の学童保育に対する対応について、その財源についてどうお考えなのか、御説明をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

学童保育についてでございます。

御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、学校が休校になっております。学校が休校に当たりましては先週の金曜日に最終的に3月3日から15日まで休校ということが決定したと思っておりますけども、それに当たっては若干現在の状況を説明させていただきますと、すぐ学童の各クラブの代表の支援員を招集をいたしまして、現状の学童の子供たちを受け入れることを前提に、まず支援員の配置ができるのか、通常、先ほど言われますように、放課後から延長を含めて午後7時までを行ってございましたけども、それが急遽午前中から、朝からというふうになりますので、まず支援員の体制ができるのかということ各クラブの代表のほうに確認といたしますか、体制をとれるのかということで、各クラブに戻っていただいて、支援員の配置をまずお願いしました。その日のうちに配置をしてくれということをお願いしています。それと、それにあわせて、学童の利用者がどれくらいあるのかということ各クラブの子供たちの利用者、保護者のほうにその日のうちに確認をしてくれということとっております。当然、保護者にしましては、先のことというところもあって、わからない部分がありましようけども、その時点でこの学校の休暇に当たって利用するかしないのか、本来国の方針としては集団感染を防止するという意味合いでもございますけども、そういった中で極力おうちのほうで、例えばおじいちゃんとかおばあちゃん、例えばお兄ちゃんたちがいて、そこで見ることができるようであればそちらをお願いしながらも、当然保護者もお仕事に行かれるわけでございますので、子供たちを預ける人があれば預かりますということでその日のうちに対応をとらせていただきました。それで、先ほどの支援員の話ですけども、今回、シフトが朝からになりましたので、大幅に変わるというところで、どうしてもできない時間帯があることも想

定をいたしておりましたけども、そういった場合については、学校が休校になりますので、例えばスクールアシスタントさんとかそういった方の協力はできるというふうに学校教育課のほうからも言われておりましたけども、今いる支援員の御協力で何とかシフトが組めるということで今現在進めているところでございます。

それで、予算につきましては、補正予算については実は人件費の減額をお願いをいたしておりました。補正予算の積算に当たっては、まだこの対応がない、前の段階で、90万円ほどの減額、人件費の減額補正をいたしておったわけでございますけども、今回、通常の午後からの勤務が朝からの勤務になりますので、当然その分の賃金は発生をするわけでございますので、最終的にはそれが実際どれくらいになるのかというのを見ながら、今回3月補正で減額をいたしておりましたので、不足することも考えられます。そういったところにつきましては、流用あるいは予備費の充用、そういったところで対応をさせていただきたいなということで今現在のところは考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

78ページ、負担金及び補助金、交付金、民生児童委員活動費補助金です。一般に言う民生委員さんですけども、これは地区ごとにいらっしゃると思います。これで地区の戸数が平均どれくらいなのか、1人の民生委員さんが何戸の面倒を見れるのかですね。多いところはわかりませんが、少ないところは四十何軒かだと思っておりますけども、そういう見直しができるものかどうかですね。うちの部落を申し上げて申しわけないですが、今度46軒ふえて約230軒の戸数を1人で見なきゃいけない状況になるわけです。そういった場合、どういうふうな対処ができるものかどうか、国の定員が決まっているという話も聞きますけども、そういうところを改善できないものかどうか、お伺いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

民生委員の地区の担当戸数の話でございます。

議員言われますように、地区の戸数が少ないところ、大きいところ、確かにございます。今現在その平均戸数がどれくらいというのは、資料を持ち合わせておりませんので、あともって答弁をさせてもらってよろしいですか。

それと、見直しの件でございます。

確かに、議員言われますように、1人当たりの民生委員が受け持つ戸数のばらつきがあるのは事実でございます。特に白石地域については、そういったいわゆる行政区の関係で偏りがあるかと思っております。この見直しについては民生委員の役員会の中でも今後見直しをすべきなのかどうかということも一部話も出ておりますので、先ほど言いましたように、国の基準なりそういったところを含めてどういった対応ができるかというところは今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

一言だけ。230戸面倒見れると思いますか、1人で。

○坂本博樹保健福祉課長

今、各民生委員の受け持ちの戸数の資料を持ちませんが、福富地域あたりでは、例えば数によっては2人で見ているとかそういった地域もございます。その辺、全体的な部分での1人当たりの戸数の部分が、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとその辺を確認させてから答弁させてもらってよろしいでしょうか。

以上でございます。

○友田香将雄議員

すみません。端的に2つ確認をさせていただきます。

まず、予算書78ページ、12節避難行動要支援事業システム保守点検委託料と、あと及びその下の再構築業務委託料、この2つなんですけども、どういった内容かというのを、2つ分けられていることも含めて説明をお願いします。

もう一つ、その下の18節社会福祉協議会補助金のところで2,800万円計上されております。こちらのほうで、こちらも1点確認したいんですけども、昨年の大規模災害のときに関しては、ボランティアセンターのときにはこちらのほうで担っていただく可能性が十分高いと思いますけども、こちらも含めた形での補助金という形なのでしょうか。そちらの2点をお願いします。

○武富 健長寿社会課長

避難行動要支援事業システムの保守点検委託料と、あとシステム再構築業務委託料のお尋ねでございます。

上のほうの保守点検委託料につきましては、来年の1月から広域圏のほうでシステム構築をするということで、2つの保守料が入っております。現在の白石町で使っておりますシステムの保守料、4月から12月分が11万8,800円、それと令和3年1月から3月分のシステム保守料といたしまして5万1,150円、この分が保守料でございます。もう一つ、先ほど言いましたように、令和2年度によりまして広域システムに移行するというので現在システムの構築を進めているということでございますので、その分の委託料を計上させてもらっております。

以上でございます。

○坂本博樹保健福祉課長

78ページの社会福祉協議会補助金2,800万円についてでございます。

これにつきましては、社会福祉協議会の職員のいわゆる総務系といいますか、総務系と地域福祉系の係の職員分の人件費の補填というようなことでの補助金ということになっております。先ほど言われましたように、災害等が発生した場合も含まれているかということではございますけども、今予算の中では、先ほど言いましたように、通常の職員の人件費の補填ということでの補助金でございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

すみません。再度の確認です。その社会福祉協議会さんのほうに関しては人件費のところは主ってことだったんですけども、そしたら災害時でボランティアセンターのほうを開設された場合は追加の補正予算等で配慮する必要があるという可能性があるということの認識でよろしいでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

もし白石町に大きな災害があった場合については、いわゆるボランティアセンター的なところについては社会福祉協議会を拠点としたセンターの設置になろうかと思えます。そういった場合についてどれくらいの経費がかかるのか、当然職員で対応すればその人件費もかかるということは認識はいたしますけども、そのときの社会福祉協議会自体の運営費であったり、これについては社会福祉協議会だけがするものではなく町全体で考えるべきものだと考えますので、それについてはそのときの対応で十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

79ページの障害者福祉費から89ページの老人福祉施設費まで。

○前田弘次郎議員

予算書83ページ、福祉タクシー助成事業費ということで、この対象は多分障がい者の方だとは思いますが、どういう方が対象になるのかということと、これの使い道、使い方がどういうふうになっているのかということと、今年度の分で今現在でどれぐらい使われてるのか、もしわかればお願いします。

○武富 健長寿社会課長

それでは、福祉タクシーの対象者という御質問がございましたので、対象者の方は身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、それから精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が今現在の対象となっております。その利用の方法なんですけど、1回の乗車につき1枚、現在利用をさせていただいております。それと、1月末時点での利用状況でございますが、交付をしている方の人数が68名、それと枚数が655枚ということで、1枚500円の助成となっておりますので、32万7,500円の助成額という形になっております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

この身体障がい者の方が1級、2級ということですけど、大体、下肢のところに障が

いがある方は4級、5級とか、ちょっと等級が1級、2級には当てはまらない方が多いんです。そして、そういう方々はなおさら特に車の免許も持てないという方もいらっしゃるって、そういう方々にもこういう福祉のタクシーチケットが使えるような形を今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

現在運用といたしましては、先ほど申し上げました方たちを対象としております。議員申されますとおり、下肢に障がいを持たれた方につきましては、対象者の拡大ということになりますので、杵藤圏内の市町の状況等も踏まえまして今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

そこは余り拡大すると予算的にも厳しいところがあるのはわかります。ただ、そこにひとつ、免許証を持てない方、障がい者の方にも少し手を差し伸べるような形も考えていただきたいと思いますので、お願いします。

○武富 健長寿社会課長

対象者の拡大につきましては、先ほど申しましたように、今後十分検討させていただきたいと思います。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

97ページ、保健衛生総務費から108ページの労働諸費まで。

○重富邦夫議員

104ページ、予算書104ページをお願いします。

清掃費、2目の塵芥処理費の中の委託料、ごみ収集運搬委託料の予算のことなんですけれども、どのくらいたちますかね、空き缶の収集運搬での火災事故を受けて収集運搬のやり方の変更を求めていたところまでございまして、その後の経過がまずどうなされたのか、この予算に反映になってるのか、そういったところを報告お願いいたします。

○片渕 徹生活環境課長

空き缶の処理の仕方については、昨年度、議員のほうから対策を講じたほうがいいんじゃないかというふうな御質問があったと思っております。その中で、各関係市町においては、空き缶の収集法が異なっておるところがございまして。例えば、例を挙げてみますと、白石町においては空き缶に穴を開けてから出してくださいというふうなことでしておりますけれども、ある市においてはそのまま出してくださいというふうなことで出しておるところがございまして。そういったことを関係市町において調査をか

けて、実際今後検討をどうしたらいいかというふうな、そういった車両火災が発生しておりますので、担当課長会のほうではそういった議論をいたしまして、今後そういった空き缶の出し方もある程度統一したほうがいいんじゃないかというふうな議論を現在やっていると、来年に向けてそういったこともある程度統一した収集方法を決めてから対策を練っているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

まず、収集のやり方の検討段階ということの認識でよろしいですか。その後の業者さんとかそういったところとのやりとりはまだ進んでないというところになってくるのでしょうか。

○片渕 徹生活環境課長

町内のそういった収集業者さんのほうにはそういったお話を聞き取りをしながら、どういった方法が अच्छいのかというふうなことは本年度中にも何回となくお話をしております。また、ことしもそういった車両火災と申しますか、収集運搬についての火災の事例が何件かあっております、実際ですね。そういったこともありましたので、要はダンプ収集でするのか、それができないところはやはり現実として現在役場がやっておりますパッカー車ですね、パッカー車でやっておられる業者さんもおられますので、その方たちが今後どう対応できるかということも検討していきたいと思っております。それと、先ほど申しましたとおり、国の空き缶の処理の仕方の通達が出てはおります。要はガス抜きをしないで出したほうがいいんじゃないかというふうなことで、そういった通達も出ております。それについて、先ほど申しましたとおり、佐賀西部環境組合のほうとも担当課長会議でいろいろ議論を今してるところでありまして、最終的に穴を開けて出すか、国の通達どおり穴を開けなくて出すか、そういったことも統一して決めたほうがいいんじゃないかというふうなことも議論をしておりますので、あとは業者さんのほうでそういった収集、決まれば業者さんのほうにそういったダンプを用意していただくようなこととなりますので、その対応も協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今検討の段階、途中ということでございますけれども、とにかく火災事故にならないように対策を講じていただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○溝上良夫議員

100ページの一番上、鍼灸マッサージ、これは前年度が648万円、今年度540万円、100万円近くの減額の理由、これまでの実績でされたのか、これまでの実績がわかれば実績を報告してもらいたいと思います。

あと、104ページ真ん中ほど、不法投棄監視カメラ購入費、これは今現在使ってるやつの実績が上がったから1台ふやすという形だと思います。どういう実績があったのか御報告をお願いいたします。

○小川善秋保険専門監

鍼灸マッサージの件なんですけども、前年度の見込み額も過去10年間の平均から1割増を見込みまして決めてはいます。過去5年間の実績はわかっておりますけども、大体5,000件で推移をしております。

平成30年度の金額は527万4,000円程度でした。

○片渕 徹生活環境課長

今回、不法投棄監視カメラ2台を計上しておりますけども、1台は既に導入しておるところでございます。実は、ことしは監視カメラを何箇所か、1台を何箇所か場所を変えて設置をしております。それで、地元からごみ置き場にかなり不法投棄がなされる場所がございました。そこで、地元の駐在さんとかの要望がありまして、そこにカメラを設置し、1週間か2週間設置してそのカメラの内容を確認したところ、やはり車からおりて不法投棄をされる現場が写ってございました。それで、その動画を分析いたしまして、車両ナンバーとかが確認できましたので、警察署等に御相談しましたところ、警察のほうからその不法投棄された方に注意をしていただいたというふうな事例がございます。また、いろんな要望が、そのほかにもいろんな不法投棄の場所がございます。うちのほうもそういった箇所に据えるというふうなことで計画をしております。また、不法投棄防止対策協議会を開催をいたしまして、その中でもそういった不法投棄の場所に監視カメラを据えていただきたいというふうな要望がっております。そういうことを踏まえて、本年度2台追加して設置するようにしております。

以上でございます。

○中村秀子議員

予算書104ページ、委託料でごみ収集、ごみの委託料ですけれども、前年度比で400万円ほど増加しておりますということはごみがふえているということ、先ほどもおっしゃったと思うんですけども、105ページにごみ減量化対策事業補助金というのが10万円で計上されておりますけれども、前年度はこれは112万円ぐらいで、今回減額されている、ごみ自体はふえているのにこういう対策費用は減っているって、この事業は、前年度のごみ減量化対策事業というのは一体どんなことをやられたのか、その効果が全然出ていないのにもかかわらずこの予算が低く抑えられてるのはどういうふうな、これを危機として感じておられないのかですね。去年同じように質問してるんですけども、去年は対町村比では白石町はごみは多くないんだという御意見をいただきましたけども、それでいいんでしょうかということをお伺いします。

○片渕 徹生活環境課長

ごみ収集委託料が前年度より470万円程度増額になってるといふうなことだと思っておりますけども、その件につきましては、ごみの量だけがふえてるから増額になってるといふうなことではなくて、ごみ収集業者さんの人件費であったり燃料費なり、そういったもろもろの経費と、あと消費税の増額、そういったことが要因といふうなことで増額になっているのが主な増額の要因でございます。それと、ごみ減量化対策事業補助金、それにつきましては、その事業につきましては生ごみの処理機の購入補助金ですね、10万円というのが。そういうことで、議員も御承知のとおり、生ごみを少しでも減量化するといふうなことで、いわゆるコンポスト等の購入をされた方に対して補助を行ってるといふうなことでございます。ちなみに、ことしにおきましては、今現在9名の方が購入されて補助を受けられているといふうなことで実績になっております。

以上でございます。

○中村秀子議員

そしたら、その増額の原因は消費税だとか収集業者の経費に当たりまして、ごみ自体はふえてないというような回答で受けとめましたけれども、またごみというのは災害があったり、便利な生活をすればするほどふえてくるものですので、そこら辺の抑制策というのが減額されているということ自体に意識の軽さというか、意識のなさとかそういうふうなものを非常に危機感として感じるんですけども、やっぱりここら辺を、ごみの減量にはうんとお金をつぎ込んで少なくしようといふうなことを施策があればなといふうに感じるところですけど、減額されたといふうな実績、前年の実績だけで上げていいのだろうかといふうな思いがいたしますが、どうでしょう。

○片渕 徹生活環境課長

先ほど議員おっしゃいましたとおり、ごみ自体は減量化はされておられません、実際ですね。微増に、若干ふえております、確かに。ただ、その対策についてはいろんな対策をやっておりますけども、例えば剪定くずの回収なり、またいろんな、先ほど申しましたコンポストの補助、そういったこと、また一番は啓発ですね、啓発をやはりしないと、個人個人に啓発をしていかないとごみは減らないといふうなことだと思っております。また、関係市町においてはそういったことが、佐賀西部クリーンセンターに今搬入されるごみの量が3箇年ぐらい調査をされております。ごみの成分調査をされております。その中で、約4割が水分だといふうなことで、それを重量換算いたしますと約2万5,000トンになるだろうといふうなことで調査をされております。それで、それは、例えば各家庭の風呂で換算しますと約1.4杯分の水を毎年ごみとして出してる計算になるといふうなことでございました。そういったことで、ことしと申しますか、来年度ですね、来年に向けては統一したそういったことでごみ減量に対して行動を起こそうといふうなことで、ごみ出し、これも前回そういったことをやっておりますけども、重点的にごみ出しの水切りや乾燥の徹底、それとごみの運搬、そういったことで家庭からごみの量を1人当たり10グラム減らしましょうとかそういったことをPRと申しますか、啓発をして、家庭内もしくは事業所からのごみ

を減らしましょうというふうなことで、統一して行動を起こしていこうというふうなことで現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

2つです。

予算書98、99ページのまず子育て世代包括支援センターについての質問をさせていただきます。

補足説明資料の27ページのほうにもありますけども、こちらについてなんですが、対象者は妊産婦、乳幼児及びその保護者、実情に応じて18歳までの子供とその保護者というふうにあります。こちらは私、興味関心を持っていたので、一般質問のところでも大分質問させていただいてますが、そのときの答弁として、もともとのはしりとしては虐待防止という観点から妊産婦、また乳幼児を中心に支援するというものであったということは把握しておるんですが、一般質問の答弁として、そのみならず、子育て世代の全体的に応援できる設備として運営していくというふうな話をいただいたというふうに思っております。そこで、その対象者がこのような形で、実情に応じて18歳までの子供とその保護者というふうに別枠で書かれてるといのがどうしても中心がそれてるんじゃないかなというふうなことで意識を持たせていただいてまして、また今現在この包括支援センターに対してアナウンスをしていただいているチラシ関係も拝見させていただいたんですけども、どうしても妊産婦または乳幼児及びその保護者のところに注目されてるような形のアナウンスに今なってるんじゃないかなというふうに思っております。これは、一般質問のところでもお話がありましたように、18歳までの子供たちも含め、その保護者も含めて、いろんな形で総合的に支援しますという形の広報関係を行っていくべきというふうに思っていたんですけども、この事業説明内容のところに関してはそういった感じに思えないというのが正直なところで、この点についていかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

子育て世代包括支援センターについてでございます。

今年1月から子育て世代包括支援センターを保健福祉課内に設置をいたしたところでございます。ここに対象者のほうに書いておりますように、妊産婦、乳幼児、その保護者、実情に応じて18歳までというふうにしているところでございますけども、先ほど議員申されますように、妊産婦、それと乳幼児、そういった相談等を受けるに当たって、例えば先ほど言いましたように、虐待につながるようなものであったり、あるいはその家庭の中ではどうしても家族の中で例えば高校生であったりそういった家庭もあると思っておりますので、そういったところを含めて、そもそもこの子育て世代包括支援センターの設置の目的については国のほうでも目的についてはそういった実情に応じて18歳までというふうなところまでも対象にするようなものになっております。そういったところでしてございまして、ただそういった中であっても、やはり妊産婦、出産、子育て、そこの部分も非常に大切な部分だと認識しておるところでございます。

て、チラシ等を今いろいろなところに紹介をしておりますけども、そういった表現と
いますか、そういったチラシを作成をさせているというところでございます。

○友田香将雄議員

ここで大切なものは乳幼児ということですので、例えば小学生になった子供
たちとか、もちろんそれは中学生、高校生もあるんでしょうけども、学校に行きなが
ら諸所のいろんな状況で悩まれてる保護者さん、もちろんその子供さん自身もいろ
んな悩みがあるというところも含めて、こういった包括支援センターのほうで支援が
できる体制をまず基本的に整える必要があるというところで一般質問のほうでも取り上げ
させていただいて、そちらのほうに関しても網羅する形でやっていくというふうなお
話をいただいたというふうに思っております。もちろん、今回も、もともとのほしり
としたところに関しての重要性というのは十分私のほうも認識しているところではあ
りますけども、それだけじゃなくて、実際に悩まれてる保護者さんたちというのも含
めて包括的に支援するというのがこの名前に載っているとおりなんで、そちらのほうに
関してもしっかりと力を入れていただきたいと思いますし、その方向けのいろんな形
の広報関係、今たくさんチラシも配られていて、私も何箇所かで拝見させていただきました。
そういうところも積極的に、妊産婦または乳幼児だけにかかわらないんです
よというところでアナウンスをしっかりとやっていただきたいと思いますというところを切にお願
いして、もう一回答弁をいただきたいと思いますというところで、あともう一つなんです
が、予算書100ページもしくは101ページの予防接種事業費のところに関して質問です。

こちらは、今回新規としてロタウイルスのほうも定期接種として入ってきました。
これは私も要望していたところもありましたので、大変ありがたいなというところ
があります。改めて、こちらのロタウイルスが新規として導入されたという経緯のほう
もあわせて答弁のほうをいただければと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

すみません、先ほどちょっと子育て世代包括支援センターについて余り適切な答弁
ではなかったかと思っておりますけども、これについては、先ほど議員言われますように、
この事業内容説明に書いておりますように、妊娠期から子育て期にまで一貫した利用
者支援を行う、同時にワンストップで対応できる窓口ということで進めてます。当然
いろいろなケースがあろうかと思っております。そういったところで、窓口としてワンスト
ップで受けて、関係する機関、そういうところに十分につなげて対応していきたいと
いうふうに考えております。

次に、予防接種事業費でございますけども、今回ロタウイルスの接種が新規になっ
ております。これにつきましては、法律の施行については今年10月からの施行で、そ
の対象者につきましてはその2箇月前の8月生まれの方から対象というふうになって
おります。これについては、いろいろな要望等を受けて、当然、議員も一般質問等も
されておったところへ、我々につきましても国のほうに、あるいは町村会等を通して
要望をしていたところでございまして、国のほうにおきましてもこの必要性、そう
いったところを国のほうの審議会であったりそういった予防接種部会、そういったとこ

ろで十分な協議をされていたところでございます。そういった中で、このロタウイルスも、予防接種のある一定の安全性と申しますか、そういったものが認証されたということでの今回の定期接種になったという経緯ということで認識をいたしております。以上でございます。

○友田香将雄議員

ぜひ包括支援センターの体制のほうはよろしく申し上げます。本当に保護者さん、子育て世代の方たちが一番つらいと言われるのが、いろんなところで相談していたら回り回りにされるというのが私も含めて経験がありますので、そのあたりはしっかりと相談ができる体制をお願いしたいということでよろしく申し上げます。

予防接種のところで出てきました、今年度の予算のところにもありましたように、ここまでロタウイルスをあわせて私はおたふく風邪のほうの助成のほうもぜひお願いしたいというのも話をさせていただいています。重度難聴の児童に対しての支援というのも今回予算書のほうに入っております。また、皆様御存じのように、片耳難聴の児童に対しての支援というのも今すごくいろんな形で取り上げられております。それが、そういった片耳難聴になりやすい、おたふく風邪が重症化することによって片耳難聴を引き起こすというのがある一定層、毎年子供たちが出ているという状況もありますので、あわせてロタウイルスのようにおたふく風邪、もしくはそのほかのいろんな形でしっかり要望等を引き続き上げていただきたいと思いますので、そのあたりも切にお願いして終わります。

○中村秀子議員

先ほどの27ページ、説明資料27ページの子育て世代包括支援センターの事業費の中で、委託料ですが、今私が聞いたところではまだ相談には見えていませんよというときにその後相談があったかどうかは確認しておりませんが、保健師の委託料と助産師の委託料というのが計上されておりますけれども、庁内にいらっしゃる保健師で対応するのかと思っておりますし、助産師の方も庁内の町の助産師の方が対応されるのかと思っておりましたが、これは庁内の役場の保健師の方が対応される場合でもこういうふうに委託料が発生したり、助産師が対応する場合にもこのように委託料が発生するのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

今回、委託料というところで保健師委託料、助産師委託料ということで予算を計上させていただいております。これにつきましては、まず子育て世代包括支援センターに専属の職員も対応いたしますけれども、職員で対応し切れない場合について、いわゆる臨時の保健師、それと助産師につきましても臨時の助産師を考えております。この保健師なり助産師につきましては、各子供さんのところ、生まれたばかりの子供さんのところに訪問とかいろんなことをしていただく方でございます。今回委託料に計上をさせていただいたのは、今まででしたら臨時職員というところでの賃金ということでございますけれども、この方たちについては週に1回であったり、例えば必要に応じ

て来ていただくというような形をとります。それで、今年度から会計年度任用職員という制度になっておりますので、こういった方々については会計年度任用職員ではないというところが1つございます。そういった中で、このいわゆる臨時の保健師、あるいは臨時の助産師さんについては、訪問をしていただくことになります。当然公用車とかそういったところも利用をしていただくことになったときに、そういったある程度の身分といいますか、もし例えば事故とかがあった場合も含めまして、個人との委託契約を結ばせていただいで対応をするということでのこの委託料での予算計上でございます。通常といいますか、今年度までのこと、例えば今年度であればこの保健師なり助産師については賃金のところで予算をお願いしているところの部分でございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

質疑もないようでございますので、次に移ります。

108ページの農業委員会費から116ページの畜産業費まで。

○井崎好信議員

予算書の112ページでございます。

18節の補助金及び交付金の中で、いちごトレーニングファームの運営金なり運営経過補助金とか研修補助金の予算が計上されております。今、いちごさんでのトレーニングファーム研修生5名の方、今の時期はいちごさんの収穫というふうなことで、収穫をしながら、あるいは手入れ、管理なんかも研修されてるかと思えます。収穫が12月ぐらいから始まるかと思えますけれども、4月ぐらいまでありますか、4月、5月と。この収穫したイチゴにつきましてはトレーニングファームの運営費に充てるというふうなことをお聞きをしておりますので、そういったことが予算なんか今後計上されていくのか、どういった運営の使い方をされるのか、それが1点でございます。

2点目に、その下でございますが、農業次世代人材投資資金という経営開始型、これは前は青年就農給付金というような資金であったかと思えますが、昨年私も一般質問をいたしまして、これが非常に減額をされていくというようなことでお伺いをしたところかと思えます。今回3,525万円ですか、計上をされておりますが、これが満額来たのかですね。

それともう一つ、その下、300万円。返還金になった経緯をお願いいたします。

○木下信博農業振興課長

予算書112ページのほうのいちごトレーニングファームの運営協議会負担金補助金とかいちごトレーニングファーム研修生補助金ということで計上してはありますが、予算の内容説明書のほうの44から45ページのほうを見ていただきたいと思えますけど、事業名のほうが新規農業就業者対策支援事業の(1)と(2)ということで分かれております。ここの中に事業内容がありまして、その下に(1)(2)というのがあるかと思えますけど、

下のほうの(2)のほうが白石地区いちごトレーニングファーム運営協議会の補助金、これは協議会の運営のための会議をするための経費ということで、先進地視察とかパンフレット作成とかそういったものにこれを経費を使っているところがございます。県費と町費とJAの負担金という割合で計上しております。それともう一つ、その次のページの(2)のほうの事業名の2、トレーニングファーム研修補助金というのがあるかと思いますが、この分につきましては継続事業の中でもこの分だけが新規で上げてるものがございます。現在、トレーニングファームは、先ほど申しましたしろいし農業塾の方3名さんとトレーニングファームに夫婦で出られている2名さん、5名で研修のほうをされてますけど、このトレーニングファームの夫婦の方は青年就農給付金の準備型で1人につき150万円というのが年間交付されますけど、お二人で300万円です。ことしはしのでいっておられますけど、農業塾のほうは家賃の補助とかいろんな補助をつけておまして、若干差があるということで、ガソリン代の補助とかをトレーニングファームの研修生さんたちにもそういったものをしないとちょっと不公平感があるのではないかとということで、この研修生の補助金ということでつけております。

お尋ねの、いちごさんは今ずっと収穫されてますけど、その出荷の代金をどのようにされてるのかということですが、出荷につきましては全てJAのパッケージセンターのほうに持ってそこから収入を得ておられまして、その代金はJAのほうから講師に当たっていただいている先生の方の報酬とか、あとトレーニングファームの施設の維持管理費、油代とかそういったものに充てさせていただいているところがございます。

それと、農業次世代人材投資資金経営開始型交付金3,525万円でございますけど、昨年度は国の予算づけがなかなかということで要望等も行ったわけございまして、何とか満額交付金は出たところございまして、2年度のほうも一応満額ということで予算づけで3,525万円ということで計上をしております。

その下のほうに22節償還金利子及び割引料で300万円の交付金の返還金というのを計上しておりますけど、この方が何年か前からこの経営開始型の補助交付を受けられていた方なんですけど、この交付金の要件の中に新規作物とかそういうのに取り組むということで、レンコンを作付される予定でされてましたけど、レンコンの作付をしないとこの交付ができませんよということで、もう何回となくうちのほうも指導してたんですけど、最終的にレンコンは作付されなくなって、交付金額をもらわれた分は、県のほうと協議した結果、やっぱり返還をしていただかなければならないということになって、御本人さん承諾のもと、この金額のほうも返還金ということで予算計上したところがございます。

以上です。

○井崎好信議員

トレーニングファームの研修生のイチゴの収穫の売り上げは、講師の謝礼あるいは維持管理費というようなことでございます。今、収穫、そしてまた箱詰め、これはパッケージセンターでございますから収穫したものをそのままパッケージセンターとい

うことで、あとは管理、手入れなんかをされていると思いますけれども、こういった収穫時期は、生産者皆さんも一緒でございますが、御苦労されるわけですね。収穫時期と管理、これはトレーニングファームの方々にもいろんなこういったしろいし農業塾というようなことで研修生ということで町のほうも手厚い手当のほうをといたしますか、研修を町のほうからしておるわけでございますが、こういった収穫がやっぱり生産農家も頑張った分それだけ収益も上がるというようなことで、頑張れば上がるよというようなことで少しはやはり、頑張ったで賞じゃないですけど、そういったことも含めて、そういった当然懇親会なりそういったことも講師の皆さんあるいは部会の方々もされるわけでございますので、そういった頑張った賞を差し上げるといたしますか、少しでもそういったプラスアルファをやるようお願いをしたいというふうに思います。

それで、もう一つ、先ほど返還金の300万円、これは大きいわけでございますが、レンコンをされなかったってどういう経緯があったのか知りませんが、その辺、経緯がわかればお願いしたいと思っておりますけど、やはりこういった大きい額でございますので、要件に合うように新規就農者にもしていただきたいという、そういう指導はあったでしょうけども、されなかった何か特別な事情がおありやったんでしょうか。お願いします。

○木下信博農業振興課長

トレーニングファームの研修生さんたちのところには、いろんなところから研修に来られておられます。中には北海道からとか、九州各県から研修に来ていただいております。そのときに研修代金というのを幾らかもらわれておられます。研修をする時間を割いてしなくては、講話といたしますか、現地のお話とかせんばらんもんで、そういったところで幾らか手数料をもらうようにしたことがあるんですね。そういったところからちょっとお酒代でもしながらということでは何かされてるみたいということで私は聞いております。

それと、この返還金のところの中身の話は、私は知っておりますけど、非常に個人的なことがいろいろありますので、すみませんが、その辺は御勘弁ください。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

14時36分 休憩

14時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど溝上議員の民生委員の件での答弁を保留しておりましたので、お答えさせていただきます。

町内の民生委員につきましては、民生児童委員66名、これは地区担当の委員でござ

います。それと、主任児童委員5名がございまして、1人当たりの平均ということでございましたので、町内の世帯数を66人の民生委員で割りますと、116世帯というのが平均になります。それと、現在最大で1人が見られてる世帯が207世帯が最大、それと最少が37世帯というふうになっております。260人を1人で見れるかということでございましたので、現状としてはかなり多い数字かなというふうに思っておるところでございます。

それと、すみません、前田議員の質問の中で予算書の94ページの私立保育園運営費委託料6億2,030万円の件で少し答弁を修正をさせていただきたいと思っております。

その中で私が、各保育園への運営費については「国が示した公定価格から保育料を差し引いた残りを各保育園に交付する」ということで答弁をいたしておりましたけども、各保育園につきましては「国の示した公定価格、いわゆる1人当たり幾らとか、あと各年齢によって幾らというそういう基準がありますけど、それに基づいて算出した金額を各保育園に運営費として支払う」ことになります。保育料を差し引くといった部分につきましては、公定価格から国が示した保育料相当を差し引いた残りについてを国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1という、歳入財源の算出に当たってはその公定価格から保育料相当分を差し引いた残りが基礎になるということでございまして、答弁を訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「よくわかりました」と呼ぶ者あり）

○西山清則議員

予算書の112ページの農業振興費の報酬なんですけども、鳥獣被害対策実施隊報酬ですけれども、現在何名おられるか、また年に何回ほど出ておられるのかを伺いたいと思っております。

○木下信博農業振興課長

農業振興費の報酬の鳥獣被害対策実施隊のまず数でございますけど、現在、町職員2名と非常職員の方3名の合計5名による隊員の構成ということでなっております、予算では大体2時間で10日ほどということで予算のほうの計上をしております。

以上です。

○重富邦夫議員

同じく予算書112ページの先ほどの農業次世代人材投資資金の予算の要件の件でお伺いをしたいところがございまして、ここの交付金を活用したいという方が、親が同じ、仮にレンコンならレンコン、タマネギならタマネギ、レタスならレタスを親が少量つくってたと、そういった場合、同じ品目、同じ作物をつくるに当たってここの交付金の対象となるのかならないのか、まずそこをお聞かせください。

○木下信博農業振興課長

予算書112ページの農業次世代人材投資資金経営開始型の要件の御質問だと思いますけど、この経営開始型につきましては次世代を担う農業者となることを目指す者の

経営確立を支援するために、人・農地プランに位置づけられ、原則として50歳未満で独立自営就農する認定新規就農者に対して交付がなされるということで、まずは親からの経営継承や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象ということとなっております。それと、市町村の段階でございますけど、経営、技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を整備されていることとか、交付3年目において経営確立の見込みなどについて中間評価を行いまして支援報酬を決定するものとか、そういった要件があります。

以上です。

○重富邦夫議員

じゃあ、同じ作物をつくっても対象となる、交付となるという捉え方でよろしいのでしょうか。面積要件だとかそういったものがあるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○木下信博農業振興課長

田んぼについては、所有権または利用権をその交付対象者が持ってなくちゃいけないですよというのがまず第一になっております。それと、面積要件については、特に要件の中で幾らぐらいつくらんばいかなですよという要件は今見たところ入ってないというところがございます。作物についても、違う作物ばつくらんばなんとかという要件もここには入ってないです。まず、所有権を自分が持つとかないかんといい、所有権がもしできないんであれば利用権を設定していただくという必要があるということです。

○中村秀子議員

説明資料の46ページ、さが園芸生産888の事業ですけれども、県を挙げての事業で白石町は園芸作物に取り組むわけですけれども、この事業主体が2戸以上の農業者が組織する団体または新規就農者というようなくくりがあるわけですけれども、くくりというか要件がですね。受益者戸数の中で1とかというのが数人いらっしゃるわけですけれども、この人たちがどういうふうになっているのか、これが1というのは新規就農者なのかということ、新規就農者にこんな大きな事業を背負わせて大丈夫だろうか、借財もかなりの額の借金になるかと思しますので、そこら辺の受益者の実態についてはどのようなことになってるのでしょうか、説明してください。

○木下信博農業振興課長

さが園芸生産888億円推進事業の事業主体というのが各政策目的によって分かれてまして、まず革新的技術や品質向上などを活用した規模拡大、機能高度化などをされる農業者については2戸以上の農業者で組織する団体ということとなっております。それと、新規就農者等による園芸部門の面積拡大につきましては個人でもいいということとなっております、2戸以上でない1名の方は新規就農者の方ということだと思います。

○友田香将雄議員

すみません。何点か確認させてください。

まず、予算書112ページ、3目1節のところで鳥獣被害対策実施隊員報酬のところで8万7,000円上げられております。毎年のことなんでちょっと重なるところがあるとは思いますが、これだけ町内のほうで鳥獣被害のところがたくさん発生している中で、どうしてもこの報酬関係またはその対策費に関しては低い水準なのじゃないかなというふうに思っております。これはもうちょっとどうしても、それこそ先ほどのふるさと納税じゃないですけども、そういったものも活用しながら、もうちょっと町内の被害等対策については予算を拡充するべきじゃないかなというのが1つです。

あと2つです。

説明資料がわかりやすいので、説明資料のほうでいきます。

まず、56ページ、予算資料の114ページなんですけども、新規農産物開発研究費、こちらのほうで、白岩地区のほうで果樹栽培のほうを試験されていて、平成28年度から今年度まで5箇年行うということで予算がのっております。64万円上げられておりますが、今年度どういった形で5箇年の一番最後を締めて、それを後につなげていくのかというところの具体的なところを教えてくださいというのと、あわせて下の説明資料57ページと予算書113ページの6次産品新規開発事業費のところで、こちらのほうで6次産品カタログ増刷印刷費というふうにあります。こちらが今後の販路拡大につなげるということで、昨年度も実施されてるということで把握しておりますが、実際、前年度が300万円の予算から200万円に減ったというところで、どういった形で今年度の実績があった上で200万円になったのか、及びそのカタログの販路拡大というふうにあります。どういった形で使用されてるのかの説明をお願いします。

○木下信博農業振興課長

私のほうからは、鳥獣被害対策関係についてお答えをいたします。

まず、112ページの農業振興費の1報償費、鳥獣被害対策実施隊員報酬というのが1つあります。それと、113ページの18負担金補助及び交付金の中に、中段付近に有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金121万円というのがございます。

それと、次の114ページですけど、これも真ん中よりちょっと下のほうですね。有害鳥獣被害防止対策事業費補助金35万円ということで、報酬、負担金、補助金という形で交付をしております。

まず、報酬のほうは自治体への報酬ということで、年間を通じて町長の要請によって有害鳥獣の出役とか被害の調査または捕獲、パトロールといったことをされてるのが実施隊員さんの役目でございます。

それと、113ページの中段のほうにあります有害鳥獣駆除対策協議会、これが最もメインな事業でございます。有害鳥獣等で農作物の被害を防止するために、主には猟友会の方々の活動によるものでございますけど駆除活動、ここが一番大きなところで活動されているものでございます。

それと、114ページの有害鳥獣防止対策事業のこれ補助金になりますけど、これわ

なとか箱といいますか、そういったものの購入費に対する一部補助ということで、それぞれの補助金、交付金、報酬という形で有害鳥獣の対策を行ってるところでございます。

○吉村大樹産業創生課長

予算書114ページの新規農産物開発研究補助金について御説明を申し上げます。

新規農作物研究開発につきましては、白岩地区に果樹の試験場を設けて、平成28年から令和2年度までの事業ということで計画をしております。現在、令和元年までで175本の果樹を植栽をいたしまして、実際もう既に果樹が実って、道の駅しろいしのほうでも販売をしておるといふうな形になっております。

そういった中、委託先としては白岩地区の果樹試験組合のほうにお願いをしております、その64万円の中で借地料あと肥料、農薬、そして作業の委託賃金、それと組合員の方から機械を借り上げておりますので、その機械の借上料として64万円を予算計上しておるところでございます。

先ほど議員も申されたとおり、令和2年までの事業ということで、今後どういった形でこの試験栽培の成果を出すかということが今後の課題でございます。先ほど申しましたとおり、実際道の駅で果樹、特に璃の香、レモンでございますが、販売をしております。かなり好評で、売り上げもいいということでございますので、道の駅の販売状況等を見ながら、地元の方、町内の方で興味がある方等に栽培講習会及び説明会を開きまして、新しく作物を取り組んでいただく方を探していきたいというふうに思っております。

次に、113ページ、6次産品の新規開発研究費です。

令和2年度分につきましては、40万円の6次産品のカタログ代と、そして6次産品の新規開発事業費ということで160万円計上しております。令和元年までで全部で74品目6次産品が生まれまして、事業者としては39件の方に御協力をいただいたところでございます。

そういった中、6次産品カタログ、先ほど申しました令和元年までで74品目ございますので、今度令和2年までの6次産品を含んだところで6次産品のカタログを印刷したいということで思っております。中には今使っている分が写真の写りが悪かったりとかというのもございますので、新たに撮り直してカタログを作成したいと。そのカタログについては、東京都のほうにPR活動でも行っておりますので、そういった中で6次産品の分についてはPRをしてまいりたいというふうに考えております。

あと、今年度も160万円の補助金でございますが、令和元年度より令和2年度の分の事業をされる方を募っている中で、現在2件申請があられます。そういった中、その申請の内容で計上しておるのが160万円ということで、昨年度が全体で300万円でしたが、その100万円分が、開発事業に補助金を活用される方が減ったということで、その分が減額というふうになっております。

以上です。

○友田香将雄議員

まず最初に答弁いただきました有害鳥獣の件ですね。こちらに関しては、一番の問題としては実際駆除を行う隊員さんが、御存じのように猟友会さんに所属されてる会員さん全体の高齢化に伴って、実際対応される方が少ないというのはいろんな形で一般質問にも取り上げられております。

その中で、じゃあ若手と言われる実際駆除に行ける、動物がかかったとした場合に行かれる方がもともと家業を持たれたりされてる中で、そこに対応、じゃあ、そっちの駆除に行くとした場合に、ある程度の労力が必要になってくるわけでありまして。それが駆除に行くに値する見合った報酬があるかというところが一番の原点になってくると思うんですね。今、猟友会の駆除をされてる方にお話を聞きますと、そこまで熱心に駆除に対応するほどのリターンがないからそこまでやらない、やれないというのが実情だと思うんですけども、というお話をいただいております。そこに関して、しっかり拡充をしていくというのが本当に、特に有明とか山手のほうの方からのお話としては、夜中にでっかいイノシシが目の前を歩いてて怖かったという話はよく言われたりされるので、そういった住民の人の危険防止という観点からしても、しっかりと予算をつけて、隊員さんたちがもっとしっかり活動をしやすい予算をつけるべきじゃないかなというふうに思いますので、このところでひとつ要望としてお願いしたいというのをよろしく申し上げます。

それと、先ほど答弁ありました6次製品のところのカタログに関してなんですけども、40万円の予算をつけて印刷されるというのは結構な部数じゃないかなというふうに思っております。前回幾ら印刷して、どのぐらいはけたのかというのを、ざっとでいいので教えてもらえれば、後もってでもいいです。

東京都のいろんな行事関係の人に配られるというお話だったと思うんですけども、これっていろんなカタログを配るだけというのはなかなか効果が出ないというのが実情なところなんです。これを有効活用するためには、どちらかという東京都のほうでのイベント等で配られるのみならずいろんな形でやり方を模索しないと、従来のままでは販路拡大というところに関してはつらいのかなというふうに思っておりますので、それについて答弁をいただければと思います。

○吉村大樹産業創生課長

今まで印刷したカタログの残数というのは、すみません、今把握をしておりません。令和2年の予算の分の40万円で約1万部印刷をする予定です。議員おっしゃるとおり、せっかくなのでつくりましたカタログでございますので、有効利用、そして6次製品が広く広まる形で活用したいと思っております。

以上です。

○木下信博農業振興課長

ただいま友田議員のほうから御提案をいただきましたけど、イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣の捕獲に対して、国からの助成とか県からの助成で単価のほうが定められて、その金額に基づいて交付をしています。今後、有害鳥獣対策協議会という組織もありますので、その辺でお話をしたいということによろしいでしょうか。

○吉村大樹産業創生課長

先ほどカタログの件でございます。

昨年度3,000部印刷をしまして、在庫はございません。在庫は配布したという形になります。

以上です。

○木下信博農業振興課長

先ほど重富邦夫議員のほうから質問がありました青年就農給付金、農業次世代人材育成の投資資金の経営開始型のお話だったんですけど、私が交付要件の中で親元で就農される方は同じ作物でもいいよということでお話ししてたかと思えますけど、よく精査をしたところ、親元でつくる作物と違う作物じゃないといけないということでございます。おわびと訂正をいたします。

○重富邦夫議員

親がちょこつとつくって要件外になるということそのものが、この交付金を活用しようとする方たちの妨げになるとです。この交付金をもうちょっと拡充をしてもらうような、町長、そういったふうにどがんかできんもんですか。でも、自分は親と同じものをやりたいと。でも、ちょこつとしか親がつくつとらんやったけんが、私はもっと大きくしたいというふうなときに、そこが邪魔になるわけですよ。今までちょこつとしかつくつとらんやったのに、何か仁義で人にやるごたレベルぐらいの面積しかつくつとらんやったとに、そこで要件外になるということは、まずもって今後もこのやる気ばそぐわけですよ。そういうもんですから、そういうところも要件緩和というともうちょっと働きかけをしていってもらえんものなのかというふうに思いますけれども。

○田島健一町長

今、重富議員が言われることももっともかというふうに思います。

例えばの話ですけど、お父さんが60代で、もうちょっと年とったけんということで、例えばタマネギやっててもイチゴでやっててんが、もう少ししかしよんしゃらんやったと。しかし、それを見た子供さんが、おやじを抜くごとやりたかばいといたときに、おやじがちょこつとしよったとがあつたがゆえにされないというのはいかがなもんかなという気もいたします。ここら辺の制度については、私も熟知してないところがございまして、これについては県とも相談しながら、国の基準でもあろうかと思っておりますので、そこら辺はいろんな方と相談をしながら、よきほうに行くように白石からお願いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑もないようでございますので、次に移ります。

116ページの農地費から129ページの漁港整備事業費まで。

○吉岡英允議員

ページ数122ページをお願いいたします。

12節の委託料なんですけども、この中に排水機場の操作委託料がるる何項目かずつとありますけども、委託料の件ですけども、昨年を振り返ってみますと佐賀豪雨がございまして、かなり操作員さんは苦慮をされて水の管理をさせていただいてると思います。

それで、お聞きしたいのは、それに伴う保険がどうなってるかというのをお教えください。

○笠原政浩農村整備課長

操作員さんに操作を委託しているわけですが、ここの予算書の121ページ、11節の役務費の中に傷害保険料19万4,000円ということで計上しております。この分につきましては、農村整備課が管理しております13箇所の排水機場関係の傷害保険料ということになっております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そしたら、これ操作人の人数も関係なく、機場に対して幾らというふうなことなんですかね。というのが、誰でも消防団に入って活動されたと思いますけども、消防団で事故、けがした場合は公務災害というふうなことで保障がございまして。そうしたところ、操作員さんも実際言われたんですよね、保険おいの払っとうやというふうなことでですね。くらすみでも操作せんばらんけんが、けがしたりすることがあるかもわからんけん、その保障だけはしっかり確認をしていただきたいというふうなことでお伺いしてるんですけども、その辺をもう少し詳しくお伝えください。

○笠原政浩農村整備課長

傷害保険料につきましては人数で掛けております。この排水機場だけじゃなくて農村整備課で管理する樋管の操作、有明水路のチェックゲートの操作員さん、これも含めてなんですけど、現在35名で計算しております。この保険料につきましては、前年度の操作日数によって増減するというふうなことであります。ですから、毎年毎年若干増減があるということで聞いております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そしたら、保障についてはある程度の保障、公で言われるつきんどんぐらいというふうなこと。また、操作員に対しては周知をされてあるとですかね。あがんしてもう保険掛けとるけん安心してお願いいたしますというふうなことで伝えてあるかどうかですね、その点をもう一回お願いします。

○笠原政浩農村整備課長

操作員さんとは毎年委託契約を締結しながら、その中で文言の中でうたっているところがございます。

保障額につきましては、死亡それから後遺症等が発生された場合ということで、1名当たり1,000万円の保障額。それから、入院保険につきましては日額7,000円、通院保険につきましては日額3,500円の保障というふうなことでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

予算書の128ページですけど、水産振興費の負担金補助及び交付金でありますけども、これは町の有害駆除補助金ですけども、これは海のほうでありますのでカモが中心だと思いますけども、最近ウミウがふえていると思いますけども、かなり被害も出ているんじゃないかなと思っておりますけど、ウミウの駆除はできないとではなかぬ。

○笠原政浩農村整備課長

予算書128ページのほうに水産関係の有害鳥獣駆除補助金ということで計上いたしております。

この分につきましては、町内3支所ございまして、その支所が取り組む有害鳥獣駆除、カモ撃ちの駆除対策費として補助をいたしております、1支所当たり10万円を限度に補助をしているというような状況でございます。

この補助金につきましては、ウミウは、現在有害鳥獣の対象とされておりません。撃たれません。

○西山清則議員

ウミウはまだ鳥獣のほうにはなっていないから撃たれないということですけども、かなりふえている状態でありますので、多分被害が出てくるんじゃないかなと思っております。

それで、1つの支所に対して10万円ということですけども、駆除をする方にとっては、船で行って撃たれるので経費が結構かかるんじゃないかなと思っておりますけども、この30万円で大丈夫なのか。それと、県に言ってウミウの駆除もできるのか、その辺を聞いてもらって、これだけ多くて、被害が出てというのは余り今のところ聞いてないんですけども、ウミウで被害が出てくる可能性もあるわけですよ。深く潜るからノリの下の分を食べてしまうわけですよ。だから、その辺を調査しながらお願いしたいと思っておりますけど。

○笠原政浩農村整備課長

ノリ養殖における有害鳥獣の駆除というか対策については、関係支所、漁協の支所それから県等との連携をとりながら、今後こういった対策が必要なのか今後検討して

まいりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

ページ124ページですね。森林環境基金元金積立金、これをもとにして県森林クラウドシステム利用料、説明資料の69ページですかね。

森林を守るために、保全をするための事業ですけども、森林経営管理制度にかかわる森林所有者意向調査のための事前準備を行うシステムということでございます。これの効果ですね、どういう効果が得られそうなのか、まずお伺いをいたします。

○笠原政浩農村整備課長

まず、説明資料の森林環境基金事業費ということで、今年度新規で計上いたしております。

先ほど議員おっしゃられたとおり、森林環境譲与税をもとに、少額であるというふうなことでなかなか整備が進まないということで、当面基金を造成しながら整備を今後検討するというようにしております。

この森林環境基金事業につきましては、昨年、森林経営管理法が施行されまして森林経営管理制度が創設されました。この制度は、森林所有者に適切な経営管理を促すために、責務を明確にし、森林所有者みずからが森林経営の管理を実行できない場合には、市町村が森林経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は林業営業者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間、森林においては市町村が管理を実施する制度であるというふうなことでございます。

この制度を行うために、まず28年に県のほうで県全体の各市町の地域森林計画というものがつくられております。これは、マッピングもさることながら、基本的にその森林そのものが1筆1筆じゃなくてある程度施業ごと、いわゆる樹木の種類、あるいは施業の管理の状況だとか、そういった班編制と申しますか、小さい1筆1筆じゃなくて施業する範囲をマッピングするような計画も立てられております。これをシステムに県が導入して、どこの市町でも利用できるようにしているシステムでございます。今後、森林経営管理制度に係る森林所有者の意向調査を実施する上で有効活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

森林の荒廃が進む中、十分な施策ができるまでに大分かかる気がします。思い切った施策をするためにはこの基金は大分待たなきゃいけないということですけども、町長、一般財源を使って森林崩壊、災害にもつながる問題です。どういうふうにお考えなのかお聞かせをお願いします。

○田島健一町長

農地もそうでございますけども、森林、林地も荒廃が進んでいるかというふうに思

います。そういった中において、このような気象状況で雨がたくさん降りますと、土砂崩壊等々が気にもなるんじゃないかなというふうに心配をいたしてるところでございます。そういった意味からでも、山を守るということについてはしっかりとやっていかないかなというふうに思います。私もそこら辺まだまだ勉強不足の感がありますけども、せっかく国においてこういった森林環境税等々がつくられて、守っていただくということでございますので、国、県に呼応しながら町としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

130ページから133ページの商工費について。

○西山清則議員

説明資料の60ページですけども、観光費の中で事業内容がありますけれども、ロッジ、研修センターの維持管理、それとあと給水中継ポンプ設置ということがありますけども、これは飲める水として使用できるのか伺いたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

歌垣関連施設管理費の中で歌垣公園の給水中継ポンプの設置工事の部分でよろしいでしょうか。

中継ポンプの設置工事につきましては、この分につきましては、御存じのとおり芝生広場の横にトイレがございます。しかしながら、ため水から水道水をとっておりますので非常に出が悪いということで、今回この中継ポンプの設置工事と書いてありますが、中央公園のところに圧送するポンプが既にごございますので、そのポンプを活用して芝生広場のトイレまで圧送して水を送って、安定的に給水したいという意味でこの設置工事をしております。

なお、中央トイレのところで滅菌等をしておるんですが、利用が少ないと塩素分がなくなったりするということで、通常の水道水とは若干違うのかなというふうには感じております。

以上です。

○西山清則議員

そしたら、飲める水じゃないということでもありますね。

そしてまた、ガス代が1万円予算で組んでありますけども、ロッジとか研修センターの使用が少ない割には1万円、結構高いなと思いますけども、今後ロッジとか研修センターの補修をしながら利用者をふやしていくという予定でこれだけの予算を立てられているのか伺いたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

燃料費ということでガス代、歌垣研修センター、歌垣ロッジを1万円計上しております。この分については、御存じのとおり大変利用が今のところ少ないということではございますが、こういったことで燃料の分を手だてをしております。ぜひとも使っていただきたいということで計上しております。

以上です。

○溝上良夫議員

同じく60ページ、今説明を受けましたけども、この中で委託料の交通整理警備業務ですね。今年度は22万1,000円だったと思います。倍近くになった理由を。

○吉村大樹産業創生課長

歌垣公園の整理員の49万3,000円でございます。交通整理の分です。

御存じのとおり、今、歌垣公園の芝生広場周辺のところが災害により使用不能となっております。しかしながら、令和2年4月についても多分かなりの来場者が見えるんじゃないかということ想定しております。しかしながら、被災をしとる周辺には立ち入れたくないということで、一つはUターンのところに誘導員を1人設置、そしてもう一人は中央公園のところに設置して、芝生公園のほうに行かないように対応したいということから2名にふえたということで増額となっております。

以上です。

○溝上良夫議員

立ち入り規制をするのであれば、事故のないように徹底した指導、警備をお願いするということを念頭に入れてやってもらいたいと思います。

○中村秀子議員

予算書130ページ及び131ページ、キャッシュレス決済についてですけれども、この130ページ、キャッシュレス決済普及事業委託料、どこに委託するのか、どういう事業なのかということと、今、普及事業で何店舗かキャッシュレスで支払いをしたことがあります。電子マネーを使っている事業所もありまして、少しずつ普及しているのかなというところですが、現在、町内の店舗でキャッシュレス決済ができる総計、及び見通しとして目標値、どのくらいを見込んでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

まず、キャッシュレス決済普及事業の部分の普及事業の委託料でございますが、この分につきましては普及のための啓発活動、また巡回訪問、調査を委託する業務ということで白石町の商工会のほうに委託を行っております。金額としては20万円というふうになっております。

それと、現在の状況でございますが、少々お待ちください。正確な数字でございませぬが、商工会を通じ、白石町商店街のほうにキャッシュレスの分について事業推進

をいただいております。その中で110件程度のキャッシュレス化が今現在なされてはおりますが、その中でほとんどがQR決済といいますか、QR決済という形でキャッシュレスの導入をされておると。このQR決済というのが大規模な機械設備が要らないということで、導入しやすいということで、今キャッシュレス決済を導入されてる、また導入希望の方が、すみません、80件程度あったと思います。正確な数字じゃなくてすみません。

以上です。

○中村秀子議員

キャッシュレスというのは、非常に人件費及び集金だとか業者にとっても手間暇が省ける、あるいは消費者にとっても現金を持ち歩かなくて済むとかというふうに非常に利便性の高い未来に続く消費活動だと思っております。町内商工業者にそれを推進するに当たって、道の駅がまだ全然こういうふうなキャッシュレス化はないということについては、町がやってる、町がやってるといのはちょっと言い方がおかしいんですけれども、率先してキャッシュレス決済にしなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、見通しについてはいかがでしょうか。

○吉村大樹産業創生課長

道の駅しろいしでのキャッシュレス化ということでございます。

実は昨年6月1日にオープンしてから、道の駅しろいしの中でもキャッシュレス化ということで計画をされております。しかしながら、今年度についてはそこまで至らなかったということで、令和2年度についてはキャッシュレスに向けて、今、事業所のほうと計画をされとるということです。しかしながら、まだ完全にキャッシュレス化になるのかというのは今後調整をしていきたいということで聞いておりますが、実際事業所のほうとキャッシュレス化に向けての検討がなされておるという状況です。

以上です。

○友田香将雄議員

キャッシュレスについては、私はスマホしか最近持ち歩いてないのでぜひお願いしたいと思ってます。

それでは、すみません、私のほうからは2点お聞きしたいと思います。

まず、説明資料59ページ、予算書の133ページであります。

こちらのまちおこし事業予算として、詳細のところに夏祭りの計画をされております。中身のところについての質問なんですけども、昨年、諸所の事情がありまして、花火が打ち上がる場所がちょっと遠くなったということがありました。それを踏まえて、今年度はどういった計画になっているのかというのを答弁をお願いしたいというのが一つですね。

あとは、予算書131ページから133ページ、先ほどの関連ではあるんですけども、歌垣公園の管理費のところでの質問です。

こちらについて、先ほど中継ポンプのほうを設置されるということだったんですけ

ども、歌垣公園のところで火気が使えないというのは、防災の観点で水の確保ができないからということがあったと思います。このポンプを設置することによって、そのあたりの状況が変わってくるのかということ、あとは今回修繕を行う歌垣公園内施設修繕料72万円及び歌垣公園遊具解体撤去工事220万円計上されております。こちらの具体的な中身のほうをお願いします。

○吉村大樹産業創生課長

まず、令和2年まちおこし事業の分の夏祭りの分で答弁をいたします。

実は今年度分の夏祭りにつきましては、前年の花火を開催をしたときに、風向きによって地区の民家のほうに火花が行ったということで、令和元年の分については一応ずらして花火を開催したところでございます。その影響はいろいろ聞いております。どうしても思ったより小さかったとかいろいろ聞いたんですが、どうしても民家のほうに火災等で御迷惑をかけられないということで考えておりますので、令和2年の分については全く一緒の場所になるかは花火師さんと検討する必要があると思いますが、位置については民家からできるだけ離れたところで、またその離れた中でもきれいに見えるところを選定して計画をしたいと思っております。

次に、歌垣公園の水道の設置後の火の扱い分ですね。芝生トイレのほうに圧送で水を送ることが可能とはなりません。しかしながら、火気が使えるのか、その分については消防のほうへ打診をしてみて、結果を検討したいと。しかしながら、芝生広場については、どこでもかしこも例えばバーベキューをすることということになりますと芝生をかなり傷めることになりますので、その辺も含めたところで検討したいと考えております。

令和2年度で歌垣関係で修繕賃等を上げておりますが、まず修繕料72万円の中に歌垣公園の中の遊具の修繕を上げておるところでございますが、今年度はその修繕の中で丸太渡りそしてターザンロープそれとネット登りについて修繕をしたいというふうに考えております。

それと、歌垣公園の解体撤去工事の分でございますが、御存じのとおり歌垣公園の分についてローラスライダーがございます、滑り台ですね。それと、丸太ネット渡りがあるんですが、その分について今回撤去したいということで考えております。理由につきましては、丸太ネットについては、本体が木製でございますが、金具接続部分等に老朽化が見られますので、今回撤去したいというふうに考えておるところと、ローラスライダーの分についてはローラーの軸、ベアリング部が全体3,000ローラーぐらいあるんですけど、そのうち600か700程度が回転不良を起こしておるということです。その回転不良の分ですべてを全て交換するとしますと約400万円程度の補修費になるというふうになっております。しかしながら、その400万円程度をかえたとしても、本体自体がまた老朽化しとるとということから、費用対効果等を考えまして、今回撤去をしたいということで検討したところです。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

133ページ、土木総務費から141ページ、港湾管理費まで。

○大串武次議員

予算説明資料の77ページ、当初予算資料の140ページから41ページになっておりますけど、工事請負費で中郷地区排水ポンプ設置工事2,500万円、非常に地区の人に喜んでいただけるんじゃないかというふうに思っておりますけど、排水ポンプの能力はどれくらいのものを設置予定されてるのかお尋ねします。

○喜多忠則建設課長

今回、中郷地区、そこまで都市下水路が来ておりまして、毎年のように水害に遭うという地区について我々も検討した中で、まずもってその辺の面積については大体3ヘクタールの部分を排水するという想定をしております、毎分大体6トンで今計算をしております。ただし、その辺の能力については、後だって予算の範囲内で上げられることができるのかをもう少し検討はしておりますが、予算計上では毎分6トンという小さなポンプでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

ぴんと私も毎分6トンといいますとこないわけでございますけど、目安として降雨量が例えば1時間に80ミリぐらいまではある程度大丈夫だと、降水条件とかいろいろ条件によって違うと思っておりますけど、その6トンに決められた根拠といいますか、そこら辺の説明ができればお願いしたいと思っておりますけど。

○喜多忠則建設課長

暫定法ということで正確な数字ではございませんが、雨量については24時間の雨量で大体80ミリ程度、そして時間当たりになれば20ミリ、これを賄うことということで今のところ考えております。ポンプの容量というのは、こちらのほうであれば西田樋管のところにもポンプがありますが、その部分よりもちょっと小さ目ということになります。そういったことで、これよりも少し容量を高めたいということで考えておりますが、数字的にはそういうことで今計算をしております。

以上でございます。

○大串武次議員

できるだけ排水能力が高いものをお願いします。

それと、取り付け時期として梅雨時期前までには取りつけていただけるものか、その辺の取り付け時期の予定としてはいつごろを予定されてるのかお尋ねいたします。

○喜多忠則建設課長

今回、武雄の河川事務所のほうに占用ということで占用を申請をして、そして許可

をいただいたところで設置という形になりまして、今、占用の前段階でちょっとお話はさせていただいております、基本的には堤防を越えることは構わないということで了解はいただいております、越えてホースをつなぐと。ただ、占用について許可がいつ出るのかわからないんですが、我々としても雨季前にはぜひともということで思っております。後は許可を早目にいただくということで我々も努力したいということで思っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

ページ数、140ページでお願いいたします。

これもまた12節の委託料で、先ほど聞いたのと同じことを聞きたいんですけども、先ほど聞いたのは農林サイドの操作ですけども、今度、同じ操作管理委託料としてまた国交省関係ですね、土木関係の操作委託料が上がっておりますけども、同じ質問をします。

この保障については同額なんですか。

○喜多忠則建設課長

土木のほうは、まずもって国交省が管理する水閘門がございます。それと、県を中心に管理する排水機場がございます。あとは町がそういった排水関係の井堰ということで、大きく分ければこの3つということで。

まずもって、国が管理するものについては国が推奨した保険会社と契約するということになっておりまして、それに従った保険料、または保障の内容ということになります。ちなみに保障の中身で言いますと、死亡保険については1億円と、それで入院日額は5,000円、通院日額は3,000円ということでございます。

あと、排水機場につきましては、保険の形態が就業中という取り扱いになるようで、年間の従事日数にかかわらず一定額の保険料が定められておりまして、それをもとに算出しております。排水機場の操作にかかわる傷害保険の内容といたしましては、これはちょっと少ないんですが、死亡、後遺症で100万円、入院日額で1,500円、通院日額で1,000円と、天災危険補償特約もございます。

あとは町についても、井堰については、これについては保険区分というのがあって、管理中との扱いになっておりまして、年間の従事日数に従って保険料が定められておるといふ保険に加入しております。これにつきましても、死亡保険では150万円、入院日額で1,500円、そして通院日額で1,000円ということになっております。若干そういうことで保障内容も少し違います。

ちなみに、あと操作員の数ということで、人数については水閘門については46名の方、そして排水機場については38名の方、そして井堰操作員の方が170名ということで、それぞれ人に加わっているという状況です。

以上です。

○吉岡英允議員

今ずっと説明をいただきましたけども、国が一番高くて、町関係の井堰が一番保障については安いというふうな結果でございますけども、町の井堰関係が一番、実際、足を滑らかすような状態で、井堰は手で開けんばですね、手かげんつけて手で開けんばらんけん、一番危ない作業かと思えます。国の直轄のポンプはポンプ操作やけんがボタンいっちょっていかんですけど、そういうふうな操作でございますので、今後、保険のあれは重々見直していただかんと、後の井堰管理の後継者関係も多分出てこんと思えますよ。そいけんが、その辺を踏まえて再度検討を、町長、よろしく願いしておきます。

○田島健一町長

先ほどから農林サイドの保険、死亡保険が1,000万円というような話、そして先ほどは国では1億円、しかしほかは100万円とか150万円とかばらつきがあつて、私もびっくりしたところなんですけども、これについては河川管理者、また土地改良財産の管理者、土地改良とか町があるわけなんですけども、よその市町も見せていただきながら、余りそこに開きがないような対応をとっていかなければいけないだろうなというふうな今感じたところでございまして、検討してまいりたいというふうに思います。

○喜多忠則建設課長

すみません、先ほど私のほうが国の関係で申しましたが、死亡、後遺症を1桁間違っておりまして、「1,000万円」ということで、申しわけございません。そういうことで訂正いたします。

基本的にはそういうことで、町の井堰関係については、本当に御指摘のとおり高齢者の方がかなりいらっしゃいまして、そしてなれてる方ということでなかなか交代要員の方もうまくいっていないということで、御指摘の件についてはまた今後検討したいと思えます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

予算書137ページの17節チェーンソー購入費、説明資料の72ページですね。

道路維持費ということで、災害とかなんとかあったときの木の伐採とかなんとかだと思えますけど、このチェーンソーを使うのは職員なのか。もしそれを職員に使わせるというときに、チェーンソーは大分危険ということがありますので、講習とかなんとかを受けるとなかなか素人では難しい点がありますが、そういうところは予算が上がってないみたいに見えますけど、そういう講習会とかなんとか受ける予定はあるのか、職員が使わないで業者に機械だけ貸すということなのかお聞きしたいと思えます。

○喜多忠則建設課長

今回、令和2年度の予算でチェーンソーを計上しておりますが、農村整備課のほうではチェーンソーが現在ございまして建設課のほうにはないということで、農村整備課から借りて作業をしたり何たりしておりますが、基本的には職員が直接大なり小な

りのチェーンソーを使うということで、今のところ備品扱いで購入をするということで思っております。

講習会についても、今、農村整備課との話の中では、森林組合さんやったですかね、そういった講習会があるということで聞いておまして、3月にまず職員、10名の人間をその研修会にやらせる予定です。なるだけそういうことで危険防止ということで、我々も注意深く検討するところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

質疑もないようですので、次に移ります。

142ページの都市計画総務費から150ページの防災費まで。

○前田弘次郎議員

説明資料148ページ、17節備品購入費のところで、救命ボート購入費と船外機購入費とあります。説明資料が6ページですか。

多分救命ボートは1艇ですよ、船外機は2基ということですが、今、救命ボートが1艇あるので、それにつけるとは思いますけど、これを運転する場合に2級小型船舶の免許が必要だと思うんですけど、これ職員が運転をするんでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

今1そうゴムボートがございまして、それと合わせて2そうということで、船外機を2基購入をするようにいたしております。その馬力につきまして、2馬力の船外機ということで、これについては免許が不要ということでございましたので、それで購入するよということで計画をいたしております。2馬力未満だと思います。すみません。そこはまた再確認をいたしたいと思います。購入する際はそこを確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○友田香将雄議員

2つです。予算書142ページ、2目公園費、12節に公園施設管理委託料というふうにあるんですが、こちら昨年私もお願いしたところがあったんですけども、特に中央公園、あちらの除草作業がたしか年に2回されてるということだったと思うんですけども、来年度についてはいかがなんでしょうか。それが、夏場に関してはかなり草が生えるスピードが速いので、草を刈っていただいても、子供たちが遊ぶときにもう膝丈以上に伸びてることがあるということだったので、その数をふやしていただけないかという要望をさせていただいたので、そちらを踏まえた形なのかどうかというのを教えてください。

もう一つが、こちら説明資料を見たほうが早いと思うので、説明資料の6ページ、消防施設整備費のところです。

ポンプ積載車の購入については先ほど質問させていただいたんですけども、小型動力ポンプ3台を700万円で購入される予定だというふうに載っております。こちら

のポンプに関しても、下取りと、もしくは売却等かなりの金額で購入されてるものじゃないかなというふうに思ってます。こちらのほうの従来のものの処分方法についてはどのような感じになってるのでしょうか。

○喜多忠則建設課長

白石中央公園の除草作業のことだと思いますが、この予算の中では庁舎側の公園内の全域の除草ということで、機械作業について、また除草、集草の手作業についても年5回ということで計画をいたしております。1回について集草して、それを処理するところまで考えれば、1.5日ということで計算をしております。

以上です。

○松尾裕哉総務課長

消防設備費の小型ポンプ積載車とかポンプの処分についてということでございますが、今現在、今年度、2年度につきましても積載車2台、ポンプ2台ということでさせていただいておりますが、まず積載車につきましては基本的に入札をかける場合に下取りということでさせていただいております。ただ、その下取りの結果、入札の結果なんですけど、下取り額がゼロとか下取り額がプラスに予算上入ってきているものがございました。それで、落札した業者にこういうことがあるのかということでお尋ねをしたところ、消防の緊急車というのは処分をする処分費よりも処分に係る事務費のほうが余計かかるということがあってプラスになるというふうなこともありますということでした。それで、ゼロになったということは、そこはもうプラスになる分をマイナス計算でさせていただいておるといふことの計算で、例えば町が独自で処分をするというような場合になると、金属屋さんを持って行って処分しますと、その処分料より廃棄にかかる廃棄事務手数料のほうが緊急車両は余計かかるようなことがあるということで、下取りということで、車については今年度、令和2年度についてもそういうことで入札はしたいというふうに今のところ思っております。

ただ、ポンプにつきましては、ポンプはおろして役場のほうで保管をさせていただいて、必要があるときにはそれをまた使うというようなことで一応保管をさせていただいております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、151ページの教育委員会費から161ページの小学校費まで。

○中村秀子議員

160ページの委託料、Q-Uテスト。

昨年もQ-Uテストについては、40人も50人もいるクラスの中で自分がどうなのか、自分の対人関係だとか、客観的に知る材料として使われてきているというようなことで有効であるというようなことですが、今の学校の実態を見ても、20人あるいは少ないところは18人ですかね、一番少ないクラスで。そのくらいの中で検査をしな

ければその子の立ち位置がわからない、交友関係がわからないということはないんじゃないかと思って、昨年、スクラップ・アンド・ビルド、やっぱりスクラップするものが何かないと新しい事業はできないので、こういうふうなものは時代とともに要らなくなる事業じゃないかということでした。ただしたところでしたが、検討してみますと必要性は言われましたけれども、今年度もまた同じようにQ-Uテスト委託料として93万6,000円計上されておりますけれども、本当にこの有用性、これがなければいけないのかということを検討された結果、Q-Uテストを実施されるのでしょうか。

○宮崎泰仁主任指導主事

Q-Uテストについてでございます。まず、Q-Uテストというのは、昨年もお話したように、子供たちの学校生活の意欲、そして学級での満足度を知るアンケートであります。

今おっしゃられたように、18人、20人という少ない人数の中で果たしてそれが必要であるのかどうかということでの御質問ですけれども、前にもお話ししたと思いますけれども、子供たちの様子を学級の中で見る上で、それも一つの大切な資料として考えております。いつも担任が子供たちに一緒についているわけではありませんので、子供たち同士で悩んだりいじめがないかどうか、そして学習に対しての意欲が低下していないか、不登校になるような要因はないか等のことを調べるために、やはりそれは必要なものだと考えております。それは、教育相談においても活用されておりますし、養護教諭、そしてそれを一緒に担任が子供たちについて一人一人長期休業あたりに学習会、研修会を開いて、この子はどうか、大丈夫であるか、気になるようなことはないか等の研究もしております。それをもとにして、それぞれの学級において、また学校において活用して、全職員で共有し、どの子が不安であるか、支援が必要であるか、配慮が必要であるか等の共通認識、共通理解そして共通実践をしているところであります。

以上です。

○中村秀子議員

答えになってるかどうかわからなかったんですけれども、必要性、有効性は理解した上で、おっしゃることは十分理解した上で、こういうふうないろんなパソコンだとか新しい指導要領が入ってきて、英語だの次世代のためのものが必要となってくる、デジタル周辺機器だとか、そういうふうなものも必要だとほかの現場から声が上がっている中で、こっちのほうを優先するかという話を聞いたかったんですが。

○北村喜久次教育長

Q-Uテストについて、ほかのものと比較して優先度について今お尋ねがありました。

先ほど主任も申しましたが、このQ-Uテストについては、集団の中の立ち位置だけじゃなくて、それぞれの子供たちの見えない部分を調査しようとしてるんですね。非常に表面的に元気で活発であっても大きな悩みを抱えてる子たちもいます。そうい

うのはなかなか観察ではわかりません。こういうのをこのテストで拾って、ほとんどが教育相談に活用してるんですね。この結果に要支援群というのが出てくるんですけど、こういう子供たちが不登校の予備群であったり、あるいはいじめの被害、加害の対象者の候補になったりしてるものですから、学校においては今、町内の11校全てでこのQ-Uテストを研修の対象にして使っていただいております。今、子供たちについていろんな問題があって、特に個別に支援を要する子供たちが少なくともいますので、しっかり子供たちを理解して、しかも家庭と一緒にになって支援するという意味ではなくてはならないものと考えております。

○中村秀子議員

調査をするにしても、委託せんでもよかろうもんという感じがいたします、業者に。昔、自分でその回答を見ながら、そうだな、そうだなと思いながら資料にしたこともあります。潤沢に予算があればもう大いにやられて結構だと思うんですけども、こういう少ない量の中で内面的なものを、紙じゃない、それがなきゃ見れないというのがちょっと違和感があります。そういうのを見るのが教育のプロ、そういうふうな子供の内面だとかそういうふうなものを調査用紙をつくったり工夫しながら使われてするというのもいいんじゃないかと思うし、新しく学校が統合して新しい大きな組織になったときには、また再度そういう調査をしながら、交友関係と子供たちの意欲だとかそういうものを見ることも必要であろうかと思いますが、現時点でこれが最優先順位に来るとは非常に疑問に思うところです。来年もこれはそうすると重要課題としてQ-Uテストは実施されるというようなことと思うんですけども、本当にそれでいいのかという、現場から欲されて、何で修繕って何てに学校、教委が行かれて、投資的経費がないと言われる中で、それを捻出するための一つ、学力テスト、こういうところを削ったらいんじゃないかなと思うわけですけども、今の教育長の答弁を伺うと、これが一番必要なことであるというようなことでの理解でいいんでしょうか。

○北村喜久次教育長

一番というよりも子供たちの見えない部分を理解する一つの手だてとして今のところ学校ではこれを使っていますので、今のところこれは外せないという考えです。

多分中村議員さんも現場ではこのことを十分活用してこられてると思うんですけども、特に教育相談の対象の子供については、委託といたしますか、専門的な処理がありますので、もちろんこのテストの活用についてはしっかり研修を積んでやってるんですよ。何でもかんでも業者頼みで業者から返ってきた文言を頼ってやってるわけじゃないんですね。そのデータの読み方についても研修を積まなければ有効活用できませんので、どの学校もしっかりと研修を積んで、それぞれの子供たちの、特に心理面、見えない部分についてしっかり理解して、有効なサポートをするように活用していただいていると思いますので、今のところこれは欠かせないというふうに思っております。

○川崎一平議員

予算書160ページ、同じく委託料なんですけれども。これ小学校、中学校両方あるんですけど、サービスデスク業務委託料って何でしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

教務用それから校務用にパソコンを置いておりまして、パソコン教室もございます。そういうのも含めまして、ICT教育の中で先生方の指導のときの技術的な支援をする方のサポートをお願いしているものでございます。

○友田香将雄議員

予算書157ページ、小学校における学校管理費のところについて質問です。端的に聞きます。

一般質問でも取り上げさせていただきました。子供たちの歯に対する問題があるということは認識いただいていると思います。

そこで、今年度フッ素洗口、歯科ブラッシング指導及び歯科医による検査をいただけたと思います。今年度を含めた上で来年度はどのように対応していくのか、どこに力を入れていくのかしっかりとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

歯科につきましては、フッ素洗口を現在薬剤師の指導等も受けまして各学校で行っております。それから、ブラッシング指導につきましても、毎年同じではございませんけれども、来ていただいて、丁寧な指導をお願いしている状況でございます。

○友田香将雄議員

子供たちにおいては、歯の大切さについてはしっかり御指導いただいていると思います。しかしながら、今子供たちの現状を見ましたら、口腔崩壊を患っている児童さんがいらっしゃいます。しっかりと歯のチェックをされている児童さんもいらっしゃいます。両極端になっている現状があるという中で、子供たちの指導のみならず保護者及び祖父、祖母も含めた形での案内をしていかなければいけないのかなと思っております。そのあたりについていかがでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

歯科につきましては、健診の結果を持ちまして歯科に行くように、それから生活的な支援もしております。ただ、今度は歯科のほうに行くか行かないかはまた保護者の話でございまして、うちとしては行ってくださいという御通知を差し上げるまでではございます。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

161ページの中学校費から167ページの学校施設整備費まで。

○川崎一平議員

予算書163ページのまたまた委託料ですけれども、保守点検委託料が上がっております。何の保守点検委託料なのかというところをお知らせください。

○吉岡正博学校教育課長

大変失礼いたしました。浄化槽の清掃保守管理委託料でございます。保守管理等委託料でございます。

○中村秀子議員

予算書162ページですが、健診についてですが、校医だとか歯科医だとかはドクターが子供たちの歯を診るわけですけれども、ここの中で眼科健診が看護師謝金だけしか上がっていないというのが、ドクターは診ないのか、ドクターの健診がなくて看護師さんだけがいらっしゃるのかというところを質問です。

○吉岡正博学校教育課長

これは、学校医さんが眼科の場合の看護師さんを連れてこられる場合の謝金を別途お支払いするという事で謝金を計上しております。

それから、申しわけございません。先ほど川崎議員の答弁の中で1件だけ申し上げましたけれども、この中に消火施設、電気設備、貯水槽、浄化槽等が入って、すみません、私が等という文字を落としておりましたので、そういうところが入っての金額でございます。

○片渕栄二郎議長

質疑がなければ、次に移ります。

168ページの社会教育総務費から179ページの体育施設費まで。

○溝上良夫議員

175ページ、工事請負費とその上の仮囲いパネルリース料ですね。

町の施設のトイレの洋式化、やっとな総合センターができるわけですけれども、あと残るところがあるかどうかですね。洋式化が完全にされてるところとされてないところが何件あるのか。それと、その上の仮囲いのパネルリース料ですね。楽習館の外壁の崩れの対策ですけれども、もう3年目になりますかね。今後の予定ですね、修理をするのか、楽習館自体を壊すのかという話になると思いますけれども、そこら辺の方向性は話し合われたのかどうか。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

14時36分 休憩

14時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○川崎 直生涯学習課長

まず、トイレの洋式化ということからお答えしたいと思います。

現在、総合センターでは1階の女子トイレと男子トイレ、それと身障者用のトイレ、それから楽屋のほうに1箇所洋式化をしております。今回、1階の多目的ホール前の女子トイレに2基、それと2階の男女トイレに1基ずつ、計4基を洋式化することで予算をお願いしております。

他施設の状況でございますけれども、楽習館につきましては、1階の女子トイレに洋式化のトイレがついてるということでございます。有明公民館には1階の男女トイレとも洋式のトイレが1基ずつある、それと2階の女子トイレに洋式化が1つある。ゆうあい館でございますけれども、男女トイレとも洋式化トイレが設置してあるという状況でございます。

続きまして、楽習館の仮囲いのパネルでございますけれども、平成29年に外壁タイルの剥落があったということで設置してるわけでございますけれども、その当時、改修工事の見積もり、屋根の防水工事まで含めての見積もりをとったところ、約1,300万円ほどの工事がかかるという見込みでございまして、今後のことにつきましては現在策定中の施設の個別施設計画、その中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

洋式化は各トイレに1つずつという話でしたけれども、高齢化が進む中、また小さい子供たちがもう洋式しかできないという状況を踏まえると、各1基ずつで済むのかなという感じもしますけれども、そこら辺はどうお考えなんでしょうか。

○川崎 直生涯学習課長

今回、洋式化させていただいて、その後、利用者の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

ほかの施設も含めて検討したいと思います。

○内野さよ子議員

すみません。今、関連ですけれども、総合センターのトイレについては、今現在は一番奥に多分洋式があると思ってるんですね。それで、高齢者の方が使うときに、まさか奥にあるとは思って使っちゃらないので、総合センターはありますかと言われたことがあります。今回よかったんですけど、できるだけ手前のほうにつけていただく、場所とかもいろいろあるかもわかりませんが、その辺の検討をよろしく願います。奥じゃなくてですね。

○川崎 直生涯学習課長

今後予算が通りましたら、設置箇所等も設計の中で検討したいと思っております。よろしくお願ひします。

○中村秀子議員

179ページ、工事請負費の14節ですね。稲佐山運動公園トイレ便槽取りかえ工事なんですけども、このトイレが100万円ということは、旧来の形のトイレなんですけど、これはもう絶対子供たちは使いたがらないトイレですが、便器だけを取りかえる工事ですか。

○川崎 直生涯学習課長

便器につきましては、今年度、令和元年度予算で洋式化をしております。今回は便槽の取りかえということで、便槽に水がたまるということでくみ取り回数がふえたということで、漏水補修工事をして、それでもたまったということで枠のかさ上げ工事もしましたが、それでもとまらないということで、今回便槽のほうの取りかえをお願いしてるところでございます。くみ取り式の便槽の交換でございます。

○中村秀子議員

先ほどトイレの話が出ていますけれども、和式の水洗じゃなくて洋式の水洗をという時代に、あそこの稲佐山運動公園のトイレはいまだにまだそういうふうな現状であるということを考えてみれば、子供たちはトイレに行ったら、もう玉泉坊かほかのところにお世話になってトイレに行くというような状況があります。少なくとも簡易水洗トイレだとか快適に使えるようなトイレの補修へとかというのはできているんでしょうか。

○川崎 直生涯学習課長

簡易水洗には今年度、令和元年度予算で対応いたしております。

○片渕栄二郎議長

会議の延会についてお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定しました。

16時32分 延会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月4日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 小 柳 八 束